

農業・農村の動向等に関する年次報告（平成26年度）について（概要）

農 林 水 産 部

○ 年次報告について

福島県農業・農村振興条例の第20条に基づき、平成26年度における「農業及び農村の動向」及び「農業及び農村の振興に関して講じた施策」を取りまとめ、議会に報告しました。

[参考] 「福島県農業・農村振興条例」第20条

「知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。」

○ 年次報告の構成**I 平成26年度の施策の推進****1 平成26年度の施策の概要**

「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づき、平成26年度に講じた施策の概要を取りまとめました。

II 農業及び農村の動向**1 平成26年度の農業及び農村の動向**

「本県の概要」、「県全体の動向」、「地方の動向」及び「農作物等の気象災害」に整理して記述しました。その際、平成26年度の実績や最新の農林統計を整理し、活動状況の写真を挿入しました。また、平成26年度の主な取組や出来事を「トピックス」として記載しました。

III 農業及び農村の振興に関して講じた施策**1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組**

東日本大震災及び原子力災害からの再生に向けた取組を、「農産物等の安全・安心を確保する取組」、「被災農地・農業用施設等の災害復旧」、「除染の推進」、「農業者に対する支援」、「風評の払拭に向けた取組」、「避難地域等の営農再開に向けた取組」、「東日本大震災特別区域法に基づく取組」の7つの項目に整理して記載しました。

2 ふくしま農林水産業新生プランに基づく取組

農業・農村の振興を図るための施策を「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる重点戦略ごとに記載しました。

農業・農村の動向等に関する 年次報告

平成27年9月

福島県

目 次

I	平成26年度の施策の推進	
1	平成26年度の施策の概要	1
II	農業及び農村の動向	
1	平成26年度の農業及び農村の動向	3
(1)	本県の概要	3
(2)	県全体の動向	4
(3)	地方の動向	14
(4)	農作物等の気象災害	28
(5)	トピックス	30
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組	34
(1)	農産物等の安全・安心を確保する取組	34
(2)	被災農地・農業用施設等の災害復旧	41
(3)	除染の推進	42
(4)	農業者に対する支援	46
(5)	風評の払拭に向けた取組	48
(6)	避難地域等の営農再開に向けた取組	51
(7)	東日本大震災復興特別区域法に基づく取組	53
2	「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づく取組	56
(1)	避難地域における農林水産業再生プロジェクト	56
(2)	安全・安心な農林水産物供給プロジェクト	57
(3)	ふくしま“人・農地”新生プロジェクト	64
(4)	「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト	69
(5)	地域産業6次化の推進プロジェクト	74
(6)	みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト	76
(7)	地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト	78
(8)	「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の取組	79

【参考資料】

1 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（県全体）	81
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（地方別）	86
用語解説	90
福島県農業・農村振興条例	94

I 平成26年度の施策の推進

1 平成26年度の施策の概要

平成26年度は、本県農林水産業・農山漁村が東日本大震災及び原子力災害から復興・再生を成し遂げ、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいくことを目指して、平成25年3月に策定した福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる重点戦略を最優先として施策を展開しました。

まず、「避難地域における農林水産業再生プロジェクト」では、農地等の除染が円滑かつ効果的に実施されるよう、関係機関・団体との連携強化や被災した農地・農業水利施設等の早急な復旧に取り組んだほか、福島県営農再開支援事業により避難地域等における営農再開に向けた取組を促進しました。

「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」では、放射性物質検査の徹底と検査結果の「見える化」に取り組むなど、県産農産物の安全・安心の確保を図るとともに、環境と共生する農業の推進に取り組みました。また、消費者や流通関係者等の信頼回復を目指し、本県における安全性確保の取組の広報などを行いました。このほか、地産地消や食育活動の推進に取り組みました。

「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」では、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体や人・農地プランに位置付ける中心経営体の育成、新規就農の促進、女性農業者の経営参画の促進等により、多様な担い手を育成するとともに、農地中間管理事業による担い手への農地集積を加速化し、力強い農業構造の実現に取り組みました。

『ふくしまの恵みイレブン』強化プロジェクトでは、米・きゅうり・もも・りんどう・福島牛など11品目を「ふくしまの恵みイレブン」と位置付け、安全・安心を確保しながら戦略的な生産拡大による収益性の高い産地づくりや地域の特色を生かした産地づくりを進めるとともに、輸出の再開や販路拡大のためにプロモーション活動を強化し、ふくしまブランドの回復・強化に取り組みました。

「地域産業6次化の推進プロジェクト」では、農業者が原料生産から加工、販売まで総合的に行う地域産業6次化の取組を支援するとともに、人材の発掘・育成、幅広い人材のネットワーク化、関係機関と連携した「食」の商談会の開催などに取り組みました。

「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」では、農業水利施設等のストックマネジメントの推進、地域住民の防災・減災体制を強化し、安全・安心な農村づくりに取り組みました。

「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」では、営農型発電施設を導入する等、農村に豊富に存在する地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産を推進するとともに、園芸施設等への太陽光発電の活用推進に取り組みました。

また、「ふくしま農林水産業新生プラン」を推進するため、関係機関・団体と連携し、安全対策の徹底による食の安全確保と消費者への安心感の醸成を進める「食の安全・安心運動」、力強い農林水産業の生産体制の確立と福島ブランドの回復・強化

を進める「生産再生運動」、消費者の県産農林水産物に対する理解促進と地産地消等による消費拡大と食育を進める「風評払拭・消費拡大運動」、国内外への情報発信を推進する「情報発信運動」を、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」として展開しました。

II 農業及び農村の動向

1 平成26年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

平成26年の本県の販売農家数は5万7,000戸で、平成25年と比べて1,400戸(2.4%)減少しました。販売農家に占める主業、準主業及び副業的農家の割合は、それぞれ16.5%、32.6%、50.9%となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」は、平成27年3月末現在で7,196経営体となっており、平成26年3月末と比べて804経営体(12.6%)増加しました。

平成26年における農業生産は、引き続き東日本大震災及び原子力災害等の影響を大きく受けており、各主要品目の生産状況は平成25年と比べて次のようになりました。

水稲は、作付面積が6万8,200ha、収穫量が38万1,900tと、作付面積・収穫量ともに概ね前年並みとなりました。作柄は、作況指数104の「やや良」でした。

小麦・大豆・そば等の穀物類の作付面積は、前年に比べやや減少しました。

野菜では、本県の主力品目であるきゅうりは、作付面積について前年同様でしたが、収穫量はわずかに減少しました。トマトは、作付面積・収穫量ともに前年に比べわずかに減少しました。

果樹の栽培面積については、ももはほぼ前年並みで、日本なし、りんご及びぶどうはわずかに減少しました。収穫量については、ももは前年同様となり、日本なしはわずかに減少、りんごはやや減少、ぶどうはかなりの程度減少しました。

花きの作付面積は、きくはほぼ前年並みとなり、宿根かすみそう及び鉢物類は前年同様でした。りんどうは前年に比べやや増加し、トルコギキョウはかなり増加しました。

畜産(平成27年2月1日現在)では、前年に比べ、乳用牛の飼養頭数はかなり減少し、肉用牛の飼養頭数はやや減少しました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

平成26年の本県の販売農家数は5万7,000戸で、平成25年と比べて1,400戸(2.4%)減少しました。販売農家に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ16.5%、32.6%、50.9%となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」は、経営所得安定対策(ナラシ対策)の加入要件となり推進が図られた結果、平成27年3月末現在で7,196経営体となっており、平成26年3月末と比べて804経営体(12.6%)増加しました。

総農家数等の推移

(単位:戸、%)

項目	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25	
総農家数	104,423	96,598	-	-	-	-	-	
販売農家数	80,597 (100.0)	70,520 (100.0)	68,200 (100.0)	59,900 (100.0)	58,400 (100.0)	57,000 (100.0)	97.6	
主業農家数	14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	13,100 (19.2)	11,600 (19.4)	9,900 (17.0)	9,400 (16.5)	94.9	
うち65歳未満の農業専従者がいる農家数	11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	-	-	-	-	-	
準主業農家数	24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	21,600 (31.7)	19,600 (32.7)	20,100 (34.4)	18,600 (32.6)	92.5	
副業的農家数	41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	33,500 (49.1)	28,700 (47.9)	28,500 (48.8)	29,000 (50.9)	101.8	
経営耕地規模別農家数	1.0ha未満	38,514 (47.8)	31,508 (44.7)	30,200 (44.3)	27,200 (45.4)	26,900 (46.1)	26,100 (45.8)	97.0
	1.0~3.0ha	34,284 (42.5)	30,666 (43.5)	29,300 (43.0)	25,100 (41.9)	23,800 (40.7)	23,200 (40.7)	97.5
	3.0ha以上	7,799 (9.7)	8,346 (11.8)	8,700 (12.8)	7,600 (12.7)	7,700 (13.2)	7,700 (13.5)	100.0

(農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」)

※()内は販売農家に占める各農家の割合を示す。

※平成17年、平成22年は「農林業センサス」、平成23年~平成26年は「農業構造動態調査」による。

※端数処理のため、合計値が合わないことがある。

認定農業者数の推移

(単位:経営体、%)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	H26/H25
認定農業者数	6,782	6,780	6,621	6,416	6,392	7,196	112.6

(県農業担い手課調べ)

※各年度の3月末現在の数値である。

(イ) 農家人口及び農業就業人口

本県の農業就業人口は平成26年現在で8万6,500人で、平成25年と比べて3,100人(3.5%)減少しています。65歳以上の農業就業者は全体の65.5%を占め、また平均年齢は67.7歳となっています。

農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家) (単位:人、%)

項目	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
農家人口	378,211	310,611	294,300	254,000	246,000	234,000	95.1
農業就業人口	135,010 (100.0)	109,048 (100.0)	109,200 (100.0)	93,300 (100.0)	89,600 (100.0)	86,500 (100.0)	96.5
男性	60,979 (45.2)	52,461 (48.1)	-	-	-	-	-
女性	74,031 (54.8)	56,587 (51.9)	-	-	-	-	-
65歳未満	53,223 (39.4)	39,344 (36.1)	41,200 (37.7)	35,600 (38.2)	32,300 (36.0)	29,700 (34.3)	92.0
65歳以上	81,787 (60.6)	69,704 (63.9)	67,800 (62.1)	57,700 (61.8)	57,300 (64.0)	56,700 (65.5)	99.0
平均年齢	63.8	66.8	67.1	66.8	67.3	67.7	-

(農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」)

※()内は農業就業人口に占める各人口の割合を示す。

※平成17年、平成22年は「農林業センサス」、平成23～26年は「農業構造動態調査」による。

※端数処理のため、合計値が合わないことがある。

(ウ) 新規就農者

平成26年5月1日現在における本県の新規就農者数は166人で、前年の224人に比べ58人減少しました。

就農区分別に見ると、新規参入が87人で前年より45人減少しました。

新規就農者数の推移 (単位:人、%)

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
新規学卒	22	16	27	21	25	26	23	88.5
Uターン	53	100	82	104	62	66	56	84.8
新規参入	23	45	83	57	55	132	87	65.9
合計	98	161	192	182	142	224	166	74.1

(県農業担い手課調べ)

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

(エ) 農作業の受委託

世界農林業センサス調査年である平成22年における、本県の全農業経営体7万1,654戸のうち、農作業を受託した経営体は7,766戸で、そのうち水稲作業を受託した経営体が7,418戸となっています。一方、農作業を委託した経営体は3万6,748戸、そのうち水稲作業を委託した経営体は、全経営体の50.3%に当たる3万6,018戸で、本県の農作業の受委託は水稲作業が中心となっています。

(オ) 農用地の利用集積

平成26年度末における本県の農用地利用集積面積は5万4,519haで、そのうち、認定農業者への集積面積は4万514haとなり、集積面積に占める認定農業者への集積割合は74.3%となっています。

農用地利用集積面積は前年度と比べて1,681ha(3.2%)増加し、認定農業者への集積面積も3,995ha(10.9%)増加しています。

なお、東日本大震災及び原子力災害の影響により取りまとめを行うことがで

きなかつた市町村分については、震災前の実績を適用して集計しています。

農用地利用集積面積の推移

(単位:ha、%)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	H26/H25
農用地利用集積面積	57,243	58,420	59,194	57,792	58,509	52,838	54,519	103.2
認定農業者への集積面積	37,991	39,526	40,174	39,393	39,438	36,519	40,514	110.9
認定農業者への集積率	66.4	67.7	67.9	68.2	67.4	69.1	74.3	-

(県農業担い手課調べ)

※平成22年度:調査を実施できなかった相双地方全12市町村については、平成21年度の実績を適用して集計。

※平成23年度、平成24年度:調査を実施できなかった相双地方9町村(双葉郡8町村及び飯館村)については、平成21年度の実績を適用して集計。

(カ) 耕地面積

平成26年における本県の耕地面積は14万4,500haで、前年と同程度です。
なお、立入りが制限されている区域については、平成23年の耕地面積を計上しています。

耕地面積の推移

(単位:ha、%)

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
田	105,900	105,500	105,300	100,500	100,700	100,900	100,900	100.0
畑	45,100	44,800	44,600	44,000	43,900	43,800	43,600	99.5
普通畑	32,100	31,900	31,800	31,000	31,000	31,000	30,900	99.7
樹園地	7,460	7,370	7,300	7,300	7,250	7,180	7,090	98.7
牧草地	5,630	5,610	5,590	5,660	5,650	5,610	5,580	99.5
合計	151,000	150,300	149,900	144,500	144,600	144,600	144,500	99.9

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(キ) 耕作放棄地

世界農林業センサス調査年である平成22年における本県の耕作放棄地面積は2万2,394haとなっており、平成17年と比べて686ha(3.2%)増加しました。

耕作放棄地面積の推移

(単位:ha)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17
耕作放棄地面積	14,888	20,160	21,708	22,394	103.2

(農林水産省「農林業センサス」)

イ 農用地の整備

本県の田の整備済面積は、平成26年度末で6万9,668ha(整備率72%)となっています。

被害を受けたほ場については、復旧に取り組んでいます。

農用地の整備状況

(単位:ha、%)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	H26/H25
整備済田面積	72,673 (75)	72,862 (75)	72,958 (75)	73,047 (75)	68,368 (70)	69,301 (71)	69,668 (72)	100.5

※()内は整備率を示す。

(県農村基盤整備課調べ)

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※平成24年度は、震災によるダメージ分5,064haを控除した。

※整備対象面積は、「ふくしま農林水産業新生プラン」における農振農用地の面積(97,289ha)として算出している。

ウ 農家経済

平成25年における本県の販売農家1戸当たり総所得は506万2千円で、前年と比べて24万2千円(5.0%)増加しました。

65歳未満の農業専従者のいる主業農家の総所得は608万3千円で、前年と比べて54万9千円(9.9%)増加しました。このうち農業所得は403万7千円となっています。

農家所得の推移(販売農家)

(単位:千円/戸、%)

項 目		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
販売農家	農業所得	1,236	1,225	1,370	1,272	1,285	1,508
	農業生産関連事業所得	10	10	21	17	99	89
	農外所得	1,386	1,166	1,168	2,299	1,702	1,564
	年金等の収入	1,292	1,467	1,452	1,573	1,734	1,901
	総所得	3,924	3,868	4,011	5,161	4,820	5,062
	農業依存度	47.0	51.0	53.5	35.5	41.6	47.7
主業農家 (65歳未満の農業 専従者あり)	農業所得	3,922	4,156	3,908	3,699	3,485	4,037
	農業生産関連事業所得	51	36	73	83	185	168
	農外所得	773	524	379	452	382	478
	年金等の収入	920	709	1,172	954	1,482	1,400
	総所得	5,666	5,425	5,532	5,188	5,534	6,083
	農業依存度	82.6	88.1	89.6	87.4	86.0	86.2

(東北農政局「福島農林水産統計年報」)

エ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

平成25年における本県の農作物作付延べ面積は10万8,200haで、前年と比べて600ha(0.6%)増加しました。これは、水稲とそば、工芸農作物が前年を上回ったためです。

主要農作物の作付面積の推移

(単位ha、%)

作 物	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25/H24
水 稲	80,700	80,600	64,400	66,200	68,200	103.0
小 麦	467	441	433	268	261	97.4
大 豆	3,190	2,880	2,100	1,930	1,840	95.3
そ ば	3,190	3,450	3,750	3,770	3,830	101.6
野 菜	14,600	14,500	12,400	12,300	11,800	95.9
果 樹	7,480	7,400	7,320	7,020	6,950	99.0
花 き	620	601	523	513	507	98.8
工芸農作物	1,320	1,310	261	568	572	100.7
飼肥料作物	14,100	14,400	14,800	12,700	12,100	95.3
農作物作付延べ面積	128,100	127,900	108,400	107,600	108,200	100.6
田	92,600	92,800	77,100	77,700	79,200	101.9
畑	35,500	35,100	31,400	29,900	29,100	97.3

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」、東北農政局「福島農林水産統計年報」、県園芸課調べ)

(イ) 耕地利用率

平成25年における本県の耕地利用率は田畑計で74.8%となっており、前年と比べて0.4ポイント向上しました。

耕地利用率の推移 (単位:%)

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25-H24
田	88.0	87.8	88.1	76.7	77.2	78.5	1.3
畑	79.8	79.2	78.7	71.4	68.1	66.4	△ 1.7
田畑計	85.6	85.2	85.3	75.0	74.4	74.8	0.4

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(ウ) 農業産出額

平成25年における農業産出額（菌茸類を含む。）は2,074億円で、前年と比べて36億円（1.8%）増加しました。

作物別では、米が754億円と前年と比べて113億円（13.0%）減少し、野菜・いも類が495億円と前年と比べ40億円（8.8%）、果実が245億円と前年と比べて33億円（15.6%）、花きが77億円と前年と比べて14億円（22.2%）、畜産が441億円と前年と比べて53億円（13.7%）、菌茸が25億円と前年と比べて8億円（47.1%）、それぞれ増加しました。

農業産出額の推移 (単位:億円、%)

作物	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25/H24
米	948 (38.0)	791 (33.2)	750 (40.0)	867 (42.5)	754 (36.4)	87.0
麦類	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	-
雑穀・豆類	12 (0.5)	13 (0.5)	10 (0.5)	8 (0.4)	7 (0.3)	87.5
野菜・いも類	572 (22.9)	574 (24.1)	408 (21.7)	455 (22.3)	495 (24.0)	108.8
果実	272 (10.9)	292 (12.3)	197 (10.5)	212 (10.4)	245 (11.8)	115.6
花き	65 (2.6)	61 (2.6)	51 (2.7)	63 (3.1)	77 (3.7)	122.2
工芸農作物	46 (1.8)	36 (1.5)	2 (0.1)	16 (0.8)	15 (0.7)	93.8
畜産	513 (20.6)	541 (22.7)	417 (22.2)	388 (19.0)	441 (21.3)	113.7
菌茸	46 (1.8)	49 (2.1)	24 (1.3)	17 (0.8)	25 (1.2)	147.1
その他	23 (0.9)	22 (0.9)	17 (0.9)	14 (0.7)	15 (0.7)	107.1
計	2,496	2,379	1,876	2,038	2,074	101.8

(農林水産省「生産農業所得統計」)

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※平成19年度から算出方法が変更され、①県内市町村間で取引された中間生産物、②水田・畑作経営安定対策の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されないこととなったため、過去の数値と単純に比較することはできない。

オ 農畜産物の生産動向

(ア) 水稻

平成26年における本県の水稲作付面積は6万8,200ha、収穫量は38万1,900tとなっています。作付面積・収穫量ともに概ね前年並ですが、未だに原子力災害に伴う作付制限や津波等の影響で作付できない区域があることから、震災以前と比べると大きく下回っています。品種別では、「コシヒカリ」「ひとめぼれ」の2品種で全体の約9割を占めていますが、県オリジナル品種の「天のつぶ」の割合も増加しています。なお、米価の低迷等を背景に、支援水準の高い飼料用米の取組も増加しています。

作柄については、出穂期以降概ね高温・多照で経過したことから、作況指数104の「やや良」となりました。

26年産米の品質については、カメムシ類による着色粒の発生が見られたものの、登熟が良好であったことから、水稻うるち玄米の一等米比率は、平成27年3月末現在、92.1%となり、前年同期を上回りました。

水稻の作付面積、収穫量等の推移

(単位:ha、t、kg/10a、%)

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
作付面積	81,300	80,700	80,600	64,400	66,200	68,200	68,200	100.0
収穫量	438,200	436,600	445,700	353,600	368,700	382,600	381,900	99.8
10a当たり収量	539	541	553	549	557	561	560	99.8

(農林水産省「作物統計」)

品種構成の推移

(単位:%)

品種	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
コシヒカリ	62.6	65.4	66.0	66.3	64.0	63.3	61.5
ひとめぼれ	24.8	20.1	22.8	27.4	24.0	23.4	23.8
天のつぶ	—	—	—	0.1	1.1	3.4	5.8

(県水田畑作課調べ)

水稻作況指数の推移

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
福島県	100	101	103	102	104	104	104
中通り	100	101	103	102	104	103	104
浜通り	97	99	104	101	101	102	104
会津	103	100	102	99	101	105	103

(農林水産省「作物統計」)

(イ) 小麦・大豆・そば

平成26年産小麦の作付面積は258haで、前年と比べて3ha (1.1%) 減少しています。10a当たり収量は142kgで、前年と比べて43kg (23.2%) 減少しています。

小麦の作付面積、収穫量等の推移

(単位:ha、t、kg/10a、%)

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
作付面積	482	467	441	433	268	261	258	98.9
収穫量	989	806	651	429	474	483	366	75.8
10a当たり収量	205	173	148	99	177	185	142	76.8

(農林水産省「作物統計」)

平成26年産大豆の作付面積は1,710haで、前年と比べて130ha (7.1%) 減少

しました。販売を目的として生産している大豆団地（1ha以上）は94団地、面積が754ha、また、10a当たり収量は132kg、収穫量は2,250t、流通量（検査数量）は1,148tとなっており、団地面積、収穫量ともに前年より減少しました。

大豆の作付面積、収穫量等の推移

（単位：ha、t、kg/10a、%）

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
作付面積	3,310	3,190	2,880	2,100	1,930	1,840	1,710	92.9
団地(1ha)数	147	141	127	103	91	99	94	94.9
団地(1ha)面積	1,268	1,287	1,138	866	834	767	754	98.3
収穫量	4,860	4,660	3,050	2,940	2,470	2,320	2,250	97.0
流通量	1,801	1,779	1,178	1,359	1,286	1,156	1,148	99.3
10a当たり収量	147	146	106	140	128	126	132	104.8

（農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ）

そばは、会津地方を中心に栽培されており、平成26年産の作付面積は3,710haで前年に比べて120ha減少しましたが、北海道、山形県、長野県、福井県に次ぐ全国5位となっています。また、10a当たりの収量は52kg、収穫量は1,930tでした。全国的に作柄が悪化したことから、価格は回復傾向にあります。県産そばは、原子力災害に伴う風評などから、価格の低迷や在庫量の増加が見られましたが、徐々に回復する傾向にあります。

そばの作付面積、収穫量等の推移

（単位：ha、t、kg/10a、%）

項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
作付面積	3,300	3,190	3,450	3,750	3,770	3,830	3,710	96.9
収穫量	1,910	971	1,860	2,630	2,260	1,800	1,930	107.2
10a当たり収量	58	30	54	70	60	47	52	110.6

（農林水産省「作物統計」）

（ウ）野菜

本県の主力品目であるきゅうりは、作付面積は前年同様でしたが、収穫量で前年対比98.8%とやや減少しました。トマトは、作付面積で前年対比97.4%、収穫量で前年対比97.6%と減少しました。アスパラガスは、作付面積で前年対比96.8%と減少しましたが、収穫量は前年対比108.6%と増加しました。いちごは、作付面積で前年対比98.3%、収穫量で97.9%と、前年に比べ減少しました。一方、ねぎについては、作付面積で前年対比100.4%、収穫量で102.4%と増加しています。（※きゅうり、トマトは平成26年の数値、アスパラガス、いちご及びねぎは平成25年の数値となっている。）

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位:ha、t、kg/10a、%)

品目	項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
きゅうり	作付面積	898	896	887	762	761	728	728	100.0
	収穫量	53,500	53,900	49,400	44,400	46,200	41,700	41,200	98.8
トマト	作付面積	506	486	473	354	398	392	382	97.4
	収穫量	33,200	31,200	28,800	20,800	26,100	25,500	24,900	97.6
アスパラガス	作付面積	495	470	478	456	442	428	-	-
	収穫量	2,010	1,970	1,880	1,610	1,620	1,760	-	-
いちご	作付面積	136	134	132	129	118	116	-	-
	収穫量	2,840	2,790	2,730	2,480	2,420	2,370	-	-
ねぎ	作付面積	715	715	710	656	669	672	-	-
	収穫量	12,600	11,900	11,200	10,600	10,842	11,100	-	-

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

※アスパラガス、いちご、ねぎについては平成25年が最新値。

(エ) 果樹

本県の主力品目であるももの平成26年の栽培面積は1,770haで前年より10ha減少しました。収穫量は2万9,300tで、せん孔細菌病の被害が懸念されましたが、対策の徹底により被害が最小限に抑えられたため、前年並の量を確保できました。

日本なしの栽培面積は956haで、栽培者の高齢化等により前年に比べて18ha減少しました。収穫量は1万9,600tで県北地方を中心に「幸水」の収穫直前に黒星病被害果実が多発したこともあり、前年より200t減少しました。

りんごの栽培面積は1,360haとなり、栽培者の高齢化等により、20ha減少しました。栽培品種は、依然「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」やシナノスイート等有望な中生品種への改植が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は、前年より5ha減少し、283haとなりましたが、雨よけ施設の導入と、県オリジナル品種「あづましずく」や新品種「シャインマスカット」等の植栽による産地の構造改革が進んでいます。収穫量は2,930tで晩腐病等病害の発生や、一部大粒品種の花振るいによる減収により、前年より340t減少しました。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位:ha、t、kg/10a、%)

品目	項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
もも	栽培面積	1,790	1,780	1,780	1,780	1,780	1,770	99.4
	収穫量	30,100	28,200	29,000	27,500	29,300	29,300	100.0
日本なし	栽培面積	1,160	1,150	1,120	999	974	956	98.2
	収穫量	25,600	23,200	21,600	17,800	19,800	19,600	99.0
りんご	栽培面積	1,460	1,430	1,410	1,390	1,380	1,360	98.6
	収穫量	36,800	31,600	26,300	28,100	26,800	27,600	103.0
ぶどう	栽培面積	293	293	291	290	288	283	98.3
	収穫量	3,350	3,110	3,150	3,300	3,270	2,930	89.6

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

平成26年における花きの作付面積は、きくが106ha(8ha減)となりましたが、りんどうが29ha(1ha増)、トルコギキョウが21ha(2ha増)となりました。宿根かすみそうと鉢物類の作付面積は前年並となりました。

主要花きの作付面積の推移

(単位:ha、%)

品 目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
きく	123	128	121	117	121	114	106	93.0
宿根かすみそう	56	56	57	49	49	47	47	100.0
りんどう	40	40	39	28	28	28	29	103.6
トルコギキョウ	32	30	32	20	19	19	21	110.5
鉢物類	41	37	33	27	28	28	28	100.0

(県園芸課調べ)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、中山間地域の主要作物として栽培されています。原子力災害の影響で平成23年には作付の自粛を強いられた葉たばこは、平成26年には291haの作付となりました。

平成26年におけるこんにゃくいもの栽培面積は22haで、前年と比べて6ha(21.4%)減少しました。

主要工芸農作物の作付面積の推移

(単位:ha、%)

品 目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
葉たばこ	1,054	993	0	321	326	291	89.3
こんにゃくいも	42	40	38	37	28	22	78.6

(福島県たばこ耕作組合調べ、(財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しています。平成26年における収繭量は30tで、前年と比べて4t(約11.8%)減少しました。

収繭量の推移

(単位:t、%)

項 目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
収繭量	51	48	41	34	36	34	30	88.2

(県園芸課調べ)

(キ) 畜産

平成27年2月1日現在の乳用牛飼養戸数は384戸、飼養頭数は1万2,600頭で、前年と比べて54戸(12.3%)、1,000頭(7.4%)減少しました。1戸当たり飼養頭数は32.8頭で、1.7頭(5.5%)増加しました。

肉用牛の飼養戸数は2,530戸、飼養頭数は5万2,600頭で、前年と比べて170戸(6.3%)、2,100頭(3.8%)減少しました。1戸当たりの飼養頭数は20.8頭で、前年を上回りました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位:戸、頭、千羽、%)

品目	項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	H27/H26
乳用牛	飼養戸数	590	567	548	466	448	438	384	87.7
	飼養頭数	17,900	17,600	17,100	14,800	14,300	13,600	12,600	92.6
	1戸当たり飼養頭数	30.3	31.0	31.2	31.8	31.9	31.1	32.8	105.5
肉用牛	飼養戸数	4,480	4,300	4,020	3,080	2,910	2,700	2,530	93.7
	飼養頭数	83,700	78,200	74,200	58,100	56,600	54,700	52,600	96.2
	1戸当たり飼養頭数	18.7	18.2	18.5	18.9	19.5	20.3	20.8	102.5
豚	飼養戸数	136	—	113	90	81	77	—	—
	飼養頭数	200,400	—	184,200	130,700	141,400	130,300	—	—
	1戸当たり飼養頭数	1,438	—	1,630	1,452	1,746	1,692	—	—
採卵鶏	飼養戸数	64	—	60	47	47	45	—	—
	飼養羽数	4,166	—	4,289	2,904	3,206	3,272	—	—
	1戸当たり飼養羽数	65.1	—	71.5	61.8	68.2	72.7	—	—
ブロイラー	飼養戸数	45	—	—	—	35	33	—	—
	飼養羽数	1,109	—	—	—	725	724	—	—
	1戸当たり飼養羽数	24.6	—	—	—	20.7	21.9	—	—

(農林水産省「畜産統計」「畜産物流通統計」)

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす(6カ月以上)を示す。

※ブロイラーについては平成22・23・24年の調査は行われていない。

※ブロイラーの平成21年までの推移は「畜産物流通統計」によるものであり、平成26年の調査は「畜産統計」による。

※ブロイラーの平成26年の調査は、3,000羽以上飼養の戸数、羽数である。

※2015年農業センサス実施年のため、平成27年の豚・採卵鶏・ブロイラーの調査は休止。

(ク) 菌茸類

平成26年における栽培きのこ類の総生産量は4,456tで、前年と比べて529t(13.5%)増加しました。しかし、災害前の平成22年と比べると7割にも満たない水準に留まっています。

生しいたけの生産量は1,754tで、栽培きのこ類全体の約39%を占めています。前年と比べて86t(5.2%)増加しましたが、平成22年と比べると半分にも満たない生産量となっています。このうち、菌床栽培は1,665tを占め、生しいたけ生産量全体の約95%を占めています。

なめこの生産量は2,230tで、栽培きのこ類全体の約50%を占めています。震災で落ち込んだ生産量は回復傾向にあり、平成26年は前年と比べて475t(27.1%)増加し、平成22年より35t多い生産量となっています。なお、このうち菌床栽培が2,223tで、なめこ生産量全体の99%を占めています。

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H26/H25
栽培きのこ総生産量	5,995	6,633	3,740	3,453	3,927	4,456	113.5
生しいたけ	3,119	3,665	1,894	1,285	1,668	1,754	105.2
原木栽培	691	775	361	128	78	88	112.8
菌床栽培	2,428	2,890	1,533	1,157	1,590	1,665	104.7
なめこ	2,136	2,195	1,343	1,685	1,755	2,230	127.1
原木栽培	35	41	15	10	10	6	60.0
菌床栽培	2,101	2,154	1,328	1,675	1,745	2,223	127.4

(県林業振興課調べ)

(3) 地方の動向

ア 県北地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

昨年度に引き続き、被災した農地・農業用施設の復旧、除染の推進、農産物の安全確保及び風評払拭対策等に取り組みました。

農地・農業用施設の復旧としては、震災により亀裂が発生した三ツ森ため池（大玉村玉ノ井）の復旧事業に取り組みました。

農産物の安全確保対策としては、除染や放射性物質の吸収抑制対策を推進するとともに、米の全量全袋検査や農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング等を徹底し、基準値を超える農産物の流通を防ぐ取組を行いました。

モニタリング検査等実施状況（平成26年度）

品目名	野菜	果実	きのこ・山菜等・きのこ生産資材	米(※)
検査件数	917	582	587	1,439,966

※全量全袋検査の実施数

震災後、一時加工自粛となった伊達地方の特産品であるあんぼ柿は、加工再開2年目となり、加工再開モデル地区を61地区（平成25年度23地区）、検査機器の台数を26台（平成25年12台）に拡大し、放射性物質の全量非破壊検査を行いました。99.8%がスクリーニングレベル以下となり、出荷量は約500 t（平成25年は200 t、震災前は約1,500 t）まで回復しました。

避難指示解除準備区域である川俣町山木屋地区の除染後の農地については、農地利用調整を行う「山木屋地区営農組合」と保全管理を行う「山木屋再生受託組合」が組織化され、着実に営農再開に向けた取組が進んでいます。また、トルコギキョウ生産組織が、4年ぶりに市場出荷を行い、市場関係者から高い評価を受けました。

風評払拭対策としては、管内の直売所等において4回にわたりキャンペーンを実施するとともに、市町村や民間団体による県外イベント等を支援し、県産農産物の安全確保に係る取組やおいしさを消費者にPRしました。特に、本県の若手ラーメン店主で構成された「福島ラーメン会」は、東京ラーメンショー2014に、川俣シャモ、伊達鶏、会津地鶏など、県産食材を用いたラーメンを出品し、総合2位を獲得するなど、幅広い消費者へのPRを行うことができました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」を目指し、県北地方の特色を生かして、「農林業の担い手の育成・確保」、「農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備」等に取り組みました。

担い手の育成・確保に向けて、営農意向等を把握しながら「人・農地プラン」の作成を支援するとともに、青年農業者等の育成のため就農相談窓口を設置し、就農計画作成支援等を行いました。これにより、「人・農地プラン」の策定地区は、平成25年度までに策定された4地区に加え、平成26年度に集約した7地区、新規に策定された3地区を合わせて14地区となりました。また、平成26年度の新規認定農業者数は44経営体、新規就農者数は31人となりました。

地域産業6次化の推進として、6次化に関心と意欲のある個人・団体からなるネットワーク組織「けんぼく6次化ミーティング」を2回開催しました。農産物の加工の流れと留意点や、1次加工からはじめる6次化商品の可能性等についての講演を行い、その後の交流会では、参加者同士が6次化商品を持ち寄り、積極的な意見交換が行われました。

●山木屋地区のトルコギキョウの出荷再開

川俣町山木屋地区のトルコギキョウ生産組織「あぶくまカットフラワーグループ」は、夏冷涼な気候を活かした高品質なトルコギキョウ栽培に取り組んでいました。

しかし、原子力災害により地区全体が計画的避難区域（現在は避難指示解除準備区域）に指定され、平成23～24年度は栽培を中止しました。

平成25年度は、出荷再開に向けて福島県営農再開支援事業を活用して、実証栽培と市場関係者などを招いた現地検討会を行い、震災前と同等の品質・収量が得られることを確認しました。

平成26年8月、全生産者で4年ぶりとなる市場出荷を再開しました。出荷したトルコギキョウは、品質等について、市場関係者からも高い評価が得られました。また、震災後、3戸で後継者も就農しています。

避難先からの通勤や農繁期の労力確保の面から作付面積は限られていますが、平成27年度はさらに面積拡大を目指しています。



山木屋地区のトルコギキョウ



生産者による出荷作業

トルコギキョウ作付状況

	平成22年度 (震災前)	平成26年度	平成27年度 (見込み)
栽培面積(a)	310	161	234
戸数(戸)	8	8	8

イ 県中地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

復旧・復興対策においては、多くのため池が被災したことを受け、耐震性検証や浸水想定区域図の作成(32箇所(H27.3現在))など、減災力向上の取組を進めました。受益面積837haの農地に用水を供給する農業用ダムである藤沼湖の災害復旧については、平成28年度の完了を目指し、かつ安全・安心なダムを造るため、洪水吐工の能力向上や管理施設の整備にも着手しました。

平成26年4月には、田村市都路地区において避難指示が解除され、地域住民の帰還開始を受け、農業生産の再生に向け、鳥獣被害防止施設の整備や水稻の作付再開、営農再開を目的とした復興組合への支援等を行いました。

農林産物の安全確保に向けては、引き続き放射性物質の吸収抑制対策や農林産物の緊急時環境放射線モニタリング、さらには米の全量全袋検査等を行いました。(H26年度実施：野菜1,007点、果実242点、穀類339点、菌茸・山菜135点、米の全量全袋検査約357万袋)

風評払拭としては、市町村等が行う県内外における県産農産物の販売・PR活動を支援したほか、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを管内量販店4か所で実施し、県産農産物の魅力とともに、安全・安心についてPRしました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

『食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業』の実現に向け、「担い手の育成・確保」、「生産の拡大・産地体制の強化」、「農林業者と消費者や他産業との絆づくり」、「豊かな農山村の形成」等の取組を進めました。

「担い手の育成・確保」では、地域が抱える「人と農地の問題解決」を図るため、「人・農地プラン」の策定を支援するとともに、地域農業の持続的発展のため、担い手となる認定農業者、新規就農者、集落営農の育成に取り組みました。

「生産の拡大・産地体制の強化」では、自給飼料生産(稲WC S)の取組支援等のほか、積極的な補助事業の活用による施設園芸野菜等の導入支援や、関係機関・団体で編成された園芸産地支援チームの活動により、各地域での園芸産地復興計画の推進に努めました。

「農林業者と消費者や他産業との絆づくり」では、県中地方・地域産業6次化ネットワーク会員の会員間交流や特産品開発等を支援するため、交流会の開催や試食アンケート等の実施のほか、クラスター分科会における県産農産物を使用したお菓子の開発など、地域産業6次化の推進・支援を行いました。また、学校給食や社員食堂において、安全・安心な県産農林水産物を利用する市町村や公立小中学校、事業所等の取組を支援しました。

「豊かな農山村の形成」では、グリーン・ツーリズム実践者・団体等に対し、活動意欲を醸成するため、先進事例を紹介いただく講演会やパネルディスカッションを開催しました。

●営農再開に向けた取組

平成26年4月に避難指示が解除された田村市都路地区において、トマトの規模拡大と生産の安定を目指し、「ふくしまからはじめよう。攻めの農業技術革新事業」によって、かん水同時施肥設備、カート式静電噴口ノズル等による増収、品質向上、省力化及び農作業環境改善を目的とした実証ほを設置し、トマトの養液土耕栽培に取り組む農業後継者への支援を行いました。



トマトの養液土耕栽培

●風評払拭に向けた取組

郡山市在住の小学生とその保護者を対象として、3回にわたり「親子で学ぶ食の魅力体験イベント」を開催しました。3回とも同じ方に参加していただき、大根の播種から収穫・加工までを体験してもらったほか、放射性物質検査の見学や生産者との交流などを実施し、県産農産物の安全性への理解促進を図りました。参加者（保護者）へのアンケートでは、全員からイベント参加前よりも県産農産物の安全性への理解が増したという回答が得られました。



自ら播種した大根の収穫（郡山市湖南町）

●豊かな農山村の形成に向けた取組

田村地方（田村市・三春町・小野町）において、「田村地方グリーン・ツーリズムネットワーク（仮）構築事業」により、農林漁業者等を対象として、グリーン・ツーリズムを核とした地域づくりや魅力的な交流プログラムづくりなどの知識や技術を習得してもらうワークショップを開催しました。ワークショップでは、イベントの計画立案から実施までの一連の演習を行うことで、参加者の資質とともに取組意欲の向上が図られ、グリーン・ツーリズム実践を標榜する団体が立ち上がりました。

A flyer for an event titled "あぶくまロマンティック紀行" (Abukuma Romantic Journey). The flyer features a red and white color scheme and includes the following text:

ふるさと再発見！豫秋のあぶくま地域を交流と体験で巡る

「本県は湯田の湯がきを其域である地味」を目標として・・・！
「あぶくまの地味（小野町・田村市・三春町のロマン）を前にするために、
地味の自然・文化・農林業・人材を活かした「交流・体験プラン」を
有志から企画し、自ら参加・案内・体験します！」

ヒノキの湯・大天イオン中心 田村市南代公園 田村市南代公園

09 日 平成26年11月27日（祝） 9:00-18:00

09参加費：無料（会場がグリーン・ツーリズムネットワーク事務局主催ワークショップの開催会場）

【行程】

- 9:00 田村市南代公園（田村市）集合（田村市）
- 9:30- 田村市南代公園（田村市）1200年歴史を巡る
- 10:00- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）
- 12:00- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）
- 13:00- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）
- 15:00- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）
- 16:40- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）
- 18:00- 田村市南代公園（田村市）の歴史を巡る（田村市）

※田村市南代公園の歴史を巡る（田村市）の歴史を巡る（田村市）

企画したイベント（演習）のチラシ

ウ 県南地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

農林水産物の安全・安心に向けた取組については、農産物、山菜・きのこ類等の緊急時環境放射線モニタリングを1,890点実施し、すべて基準値以下であることを確認し公表しました。

また、米については、各市町村の恵み安全推進協議会が主体となり、155万袋におよぶ全量全袋検査を実施し、すべて基準値以下であることを確認し公表しました。

放射性セシウムの吸収抑制対策については、福島県営農再開支援事業を活用し、水稻、大豆等を対象にカリウム肥料等の施用を支援し、対策技術の普及を図りました。

風評対策については、県内の量販店や直売所と連携し、地域の農林水産物の特色を生かした消費拡大キャンペーンを実施しました。また、学校給食への県産農林水産物の活用を推進したほか、ふくしまの恵みPR支援事業により市町村等の活動を支援しました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

当地方の特徴である清らかな源流を守り、次の世代に良質な農林業を引き継いでいくため、下記の事項を目指して各種事業に取り組みました。

a 東日本大震災からの復興と源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全

災害に強い農山村づくりのため、ため池、用排水施設の補強・整備を行ったほか、農業生産力強化のため、農用地利用集積と一体となったほ場整備、農産物の品質向上と生産から流通・加工までの有機的な連携を図る農道の整備を行いました。

b 消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成確保

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」に基づき、トマト、ブロッコリー等の主力農作物の省力化・品質向上技術の導入及び長期安定出荷体制の整備に努めるとともに、新たな栽培者の取組を支援しました。

需要に応じた多様な水田農業の推進を図るため、県オリジナル品種「天のつぶ」や大豆、飼料用米、稲WC S等の作付推進等を行いました。

優れた経営感覚を有する認定農業者や集落営農組織などを対象に、研修会の開催や就農相談を行い、多様な担い手を育成・確保に努めました。

c 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進

首都圏の団体や大学、中学校の教育旅行における農業・農村体験の受入れの支援を行い、都市・農村交流を推進しました。

d 多様な主体との連携による農林業・農山村の活性化

農商工連携による新商品の開発を支援し、地域の農産物を活用した地域産業6次化を促進しました。

●風評払拭への取組

平成26年5月、県南地方の主要な農産物をPRするため、白河市他5市町村及びJAしらかわが連携し、東京都中央卸売市場大田市場でトップセールスを行いました。

早朝の市場において、仲卸業者等に対してチラシ等の配布や試食会を行い、白河地方の主要な農産物であるブロッコリー、トマト、きゅうり等の安全性やおいしさをPRしました。



大田市場でのトップセールス

また、県南地方の農産物の更なる需要の拡大に向けた方策等について市場関係者との意見交換会を行い、市場関係者からは、一部厳しい販売環境が見込まれるものもあるが、風評の影響は小さくなっており、全力で県産農産物の販売を応援していくとのメッセージをいただきました。

●耕畜連携による稲WCSと飼料用とうもろこし生産の取組

西郷村の農事組合法人「鶴生ライスグローイング」では、稲作農家の組織化や農地集積を図り、飼料用イネ専用品種の導入や、省力栽培を通じた粗飼料生産を行いました。



平成26年には飼料作物の作付拡大のため、汎用型専用収穫機を導入し、稲WCSの生産に加えて飼料用とうもろこしの作付を開始し、西郷村を中心とした畜産農家に良質粗飼料を供給しました。



稲WCSと飼料用とうもろこし専用収穫機による
収穫・調製作業

●地域産業6次化の推進による特産品開発

しらかわ・地域産業6次化ネットワークを開催し、6次化に取り組む事業者間の交流促進や意識啓発を図るとともに、DCキャンペーンに向けた特産品づくりに取り組むため、「(有)コートヤード」の新田氏をコーディネーターとして、管内5事業者を対象に商品開発・改良を行いました。



新開発した主な6次化商品

- 左：地元産りんごを使用したお土産用ケーキ
- 右上：地元産こんにやくとしいたけを使用した味付けこんにやく
- 右下：地元産豚肉とトマトを使用した肉まん

エ 会津地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

東日本大震災により被災した農地・農業用施設等の早期復旧に取り組み、災害査定を受けた56箇所のうち、未復旧の林道施設1箇所について復旧工事を発注しました。

農林水産物の安全確保については、農産物等2,608点及び山菜・きのこ類399点の緊急時環境放射線モニタリングを実施するとともに、米の全量全袋検査を行う協議会の運営や検査業務（約321万袋）を支援しました。

放射性物質による農地等の汚染状況を把握するため、174箇所の農業用ため池の水質及び底質のモニタリングを実施しました。

風評対策については、地元の道の駅等と連携して県産農林水産物の消費拡大キャンペーンを4回実施するとともに、国内において県産農林水産物の安全性等をPRする11市町村・68団体の活動を支援しました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

プランの推進に当たり、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」会津地方推進本部会議を平成26年9月26日に開催するとともに、会津の若手農業者を意見発表者として迎え、生産者及び消費者との意見交換会を開催しました。

また、地域経済をリードする攻めの農林水産業を展開するため、以下の取組を行いました。

「東日本大震災及び原子力災害からの復興」として、(ア)の記載に加え、学校給食及び社内給食への県産農林水産物の利用促進を支援し、地産地消と食育の推進に努めたほか、農家民宿の受入体制整備に向けた研修を実施するなどグリーン・ツーリズムを推進しました。

「地域資源を生かした新たな仕組みづくり」として、会津及び南会津地方の農林漁業者や食品加工業者を会員とする「あいづ“まるごと”ネット」を活用し、交流会の開催や商品作りの支援など地域産業6次化を推進しました。

「地域の特色を生かした攻めの農林水産業の展開」として、環境と調和した持続性の高い農業生産と会津農林水産物のブランド化を推進するため、「おたねにんじん」の生産振興を支援しました。おたねにんじん推進協議会では新規栽培者の種子を確保するため既存生産者と需給調整を行うとともに、振興セミナーや現地栽培研修会等を6回実施しました。また、現地講習会の開催や適期刈取の推進などにより、「会津米」の品質向上に努め、1等米比率95%を達成するとともに、会津産コシヒカリ及び会津産ひとめぼれが日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて、最上位の「特A」ランクに認定されました。

「守り育てる農林業と安全・安心な暮らしの確保」として、基幹水利施設の保全整備や治山施設の整備等を行いました。また、新規就農者への支援や農業経営者の育成・確保を図るなど、農業経営の高度化に取り組んだほか、

遊休農地の解消に向けた取組を進めました。

●おたねにんじん現地研修会及び薬用作物推進セミナーの開催

生産者の高齢化や輸出情勢の悪化等により産地維持が厳しい状況にある会津地方の「おたねにんじん」の振興のため、現地研修会を開催しました。

併せて「生薬供給の現状と薬用作物の国内栽培推進に向けた課題」と題して(独)医薬基盤研究所の柴田敏郎氏による講演を行いました。



おたねにんじん現地研修会



薬用作物推進セミナー

●あいづ“まるごと”ネット交流会の開催

地域産業6次化への取組として、会津地方6次化ネットワーク「あいづ“まるごと”ネット」交流会を開催しました。第1部に会津短期大学准教授の高橋延昌氏を講師として招き、テーマを「人に伝えて、売れるデザイン」として講演会を行いました。第2部では6次化商品の紹介や試食、専門家による評価等の求評会を行い、6次化商品ブラッシュアップを図りました。



高橋氏による講演会



6次化商品の試食会

オ 南会津地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

農林水産物等の安全確保に向け、米の全量全袋検査を実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリングを実施しました。

緊急時環境放射線モニタリング等実施状況（平成26年度）

米の全量全袋検査件数	緊急時環境放射線モニタリング件数
約30万6千袋	農畜産物等 505点、きのこ・山菜類363点

また、管内の直売所等を巡回し、モニタリング結果について情報提供を行うとともに、出荷制限されている農産物が販売されていないか確認を実施しました。

管内直売所等の巡回状況（平成26年度）

期 間	平成26年4月22日～平成26年11月19日
管内対象店舗数	48店舗
巡回回数	30回 延べ639店舗

風評対策については、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンを管内道の駅等で春夏秋冬の4回開催したほか、管内の民間団体等7団体が県内外において実施する、県産農林水産物の販売・PR活動を支援しました。

また、震災後大きく減少した教育旅行については、管内の受入協議会と連携して首都圏方面（神奈川、千葉）及び福島市内の教育機関・旅行会社等へのPRキャラバンを実施した結果、着実な回復につなげることができました。

(イ) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害への対応

豪雨災害からの復旧に継続して取り組み、農地・農業用施設については災害査定を受けた119箇所全ての復旧が完了しました。

また、林道施設についても10箇所全箇所を発注し、85箇所が完了するなど、着実な復旧に努めました。

(ウ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

災害からの復旧・復興に合わせて、「みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり」を目指し、基盤整備としてほ場及び農道の整備を行うとともに、園芸作物の産地再生として、トマトのパイプハウスや自動灌水同時施肥システムの導入支援、リンドウの県オリジナル品種の導入支援、アスパラガスの茎枯病等の病害対策指導等に取り組みました。

交流の促進に向け、下郷町におけるグリーン・ツーリズムの受入体制整備を支援したほか、東京都内で開催された「ふくしま大交流会フェア」において木工クラフト体験を出展するなど、PR活動にも取り組みました。

地域産業6次化及び地域振興支援については、6次産業化の方部別ネットワークである「あいづ“まるごと”ネット」による交流会や研修会、商品開発・改良及び販路開拓支援のための求評会を開催するとともに、過疎・中山間地域連携事業を活用し、新たな特産品開発・販路拡大の支援を行いました。

●新規就農者誘引に向けた取組

田舎暮らしや農林水産業に興味を持つ都市部在住者と郡内農林業従事者との交流・体験活動の機会を提供するとともに、新規就農希望者の誘引を図るため、平成24年度から「南会津ふるさとワークステイ事業」に取り組んでいます。

平成26年度は、郡内の受入農家16軒にご協力をいただき、首都圏を中心に前年度に比べて倍増の17名の参加者を得ることができました。

参加者は、受入農家の指導のもと、トマトの栽培管理やリンゴの収穫などを体験し、南会津の農業と暮らしについて理解を深めました。



南会津ふるさとワークステイ事業
(トマト栽培農家での農作業体験)

●風評払拭及び消費拡大に向けた取組

南会津郡内の4つの道の駅等で構成される『南会津郡「道の駅」連絡協議会』は、東京都内唯一の道の駅である「道の駅八王子滝山」（八王子市）において物産展を2回開催しました。

物産展では、米の全量全袋検査など、県が行う食の安全・安心確保に向けた取組等について、消費者に直接説明を行うとともに、南会津地方における農林水産業や地域産業6次化のPRを行い、風評払拭及び消費拡大に努めました。

物産展を訪れた消費者からは、「野菜が安くて美味しい」「南会津を訪れてみたい」など、南会津の農林水産物等を評価する声が寄せられました。



道の駅八王子滝山における物産展
(主催：南会津郡「道の駅」連絡協議会)

カ 相双地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

東日本大震災や原子力災害による影響を直視しつつ、一刻も早い生産活動の再開や風評の払拭に向け、復旧の加速や生産者の活動に対する支援に努めました。

津波被災農地については、農業者の組織する復興組合がガレキの除去などに取り組むとともに、除塩、原形復旧、共同利用施設の再建により、一部生産活動を再開しています（平成26年度までに1,064haの農地の復旧が完了しています）。避難指示区域においては、除染の終了した農地の保全管理、試験栽培や実証栽培、さらには管理耕作への取組を支援しました。また、営農再開に向けて出荷制限品目の解除に取り組みました。20km圏内の津波被災農地については、放射線量を見極めながら災害査定を進めており、一部工事に着手しました。なお、原形復旧しても効率的な営農が行えない地域や、担い手の減少に伴い、より効率的な営農が必要となる地域については、県営のほ場整備を行い、「営農再開支援チーム」が営農体制の確立に重点を置いた支援を行いました。

営農再開した市町村では、「地域の恵み安全対策協議会」を設立し、米の全量全袋検査、その他の農産物は、緊急時環境放射線モニタリング（出荷確認検査、迅速検査等の組み合わせ）をはじめ、簡易検査機器（NaI等シンチレーションスペクトロメーター）による自主検査を実施し、安全・安心の確保に取り組んでいます。また、過去に基準値を超えた品目や、空間線量の高い地域の農産物については、事前確認検査を実施しました。

管内で生産された平成26年産米の全量全袋検査では、301,323袋検査し基準値超過はなく、99.9%が25Bq/kg未満であることを確認できました。その他の農林産物（野菜、果物、根菜・芋類、穀類、牧草、山菜・きのこ）1,413件の検査を行った結果、野菜、果物、根菜・芋類、穀類、牧草については基準超過はなく、山菜・きのこの一部（15件）で基準超過が見られました。なお、南相馬市で栽培された平成25年産米の一部で基準値を超過したことから、農業者に作付に対する不安が広がるなど、作付面積は大きく回復しませんでした。26年産米の作付に当たっては、ゼオライトを散布する特別対策を実施するとともに、県、農林水産省、農業環境技術研究所が協力し、基準値超過米の発生要因調査を行いました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

「津波、放射性物質の影響を払拭し、地域資源を生かした農林水産業の展開」を相双地方の振興方向とし、各種施策を行ってきました。

風評の払拭、販売力の強化を図るため、管内の量販店や直売所において、抽選によるPR商品（きゅうりやトマト、天のつぶ等）の提供やモニタリング検査等の取組をチラシ掲示や口頭により説明するなど、消費者に県産農産物の安全性をPRしました。

●相双秋の収穫祭の開催

相双地方で頑張っている農林漁業者を勇気づけ、地元での消費拡大につなげるため、食材提供者及び地元ホテルの協力のもと、生産者と消費者との交流の場として「相双秋の収穫祭」を開催しました。

相馬地域の農業を担う青年農業者団体「A. C. ハマーズ2001」を中心とした生産者の方々や、(株)原町中央青果市場、JAそうま、JA全農福島の職員の方々など、100名を超える方が参加しました。

震災以来、約3年ぶりに市場流通が再開した「いいたていちごランド」のイチゴや、新地町の原木シイタケ、相馬双葉漁業協同組合の新鮮な魚介類など、おいしい地場産食材を活用した和洋食アレンジを楽しみながら、相双地域での農林水産業の更なる発展を願い、生産者・消費者・関係団体等が一堂に会して楽しいひとときを過ごしました。(平成26年11月19日、ロイヤルホテル丸屋(南相馬市)にて開催)



会場の様子



農業者代表の挨拶



キャベツとニラのもつ鍋

●そうそう・6次化ネットワーク交流会の開催

相双地方の地産地消の取組を推進するため、「地域を『食』から考える」をテーマに交流会を開催しました。東京農業大学名誉教授の小泉武夫先生をお招きして「発酵食品による健康づくり～これからの和食とは」と題した講演を行い、講演後には、相双地域で6次化商品の開発・生産に取り組んでいる事業者とのパネルディスカッションを行いました。

講演会には約280人の来場者があり、小泉先生は、日本の豊かな自然のなかで育まれた水や和食のすばらしさ、地元食材を使った給食を食べ続けた子どもたちは郷土愛が強くなるなど、全国の具体例を示しながら、「食」から子どもたちを育てていくべきだと語り、これまでの研究成果などから得られた食と健康との深い結びつき等についておもしろく、わかりやすくご説明をいただきました。(平成26年8月24日、サンライフ南相馬にて開催)



試食会の様子



小泉先生の講演



会場の様子

キ いわき地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害からの農業再生に向けた取組

復旧・復興事業では、被災した農業地域におけるほ場の大区画化と担い手への農地利用集積等を図るため、津波等の被害を受けた下仁井田、夏井、錦・関田の3地区（約253ha）において、平成25年度から東日本大震災復興交付金を活用して農地整備事業を実施しています。また、細谷・沢帯地区において、地盤沈下等による排水不良の著しい農地の湛水被害を解消するため、同交付金の活用による農地防災事業を実施しています。

農産物の安全確保に向けた取組としては、カリウム肥料散布の徹底など放射性物質吸収抑制対策を行うとともに、引き続きJA等と連携し、米の全量全袋検査（約56万5千点）や野菜・果樹、山菜等（550点）の緊急時環境放射線モニタリングを行い、すべての検査品目について基準値を超えるものがなく安全性を確認しました。また、ユズ、ウメの出荷制限が解除され、管内の園芸品目の出荷制限は無くなりました。

風評対策については、市内の量販店や大型観光施設での「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンや、首都圏のイベント等において関係機関・団体と連携し、日本なしやいちごなど主要野菜をPRしました。また、首都圏の大学生を対象に「いわきの今を見に行く！モニターバスツアー」を実施し、農産物生産施設の安全対策等の取組を紹介しました。

(イ) 「ふくしま農林水産業新生プラン」への対応

震災からの復興・再生に併せて、『サンシャインいわき』が育む『森林・大地・海』の恵みを未来へつなぐ」の実現に向け、『サンシャインいわき』の農業・農村の振興」や「いわきの安全・安心な農林水産物の提供」、「いわきの魅力ある農山漁村の形成」等の取組を進めました。

「農業・農村の振興」については、「いちご」、「ねぎ」、「日本なし」を重点品目とし、担い手の育成・確保と生産体制の整備等を支援しました。また、園芸産地の復興を図るため、県オリジナル品種の栽培支援や贈答用等の販売PR活動の強化、関係機関と連携したブランド確立支援などを行い、JAいわき市においては「ねぎドレッシング」など6次化商品が販売されました。

「安全・安心な農林水産物の提供」については、ふくしまの恵み安全・安心推進事業や農林水産物等緊急時環境放射線モニタリング事業等より、県産農産物の安全性確保と消費者に対する正確な情報の提供を行いました。

「魅力ある農山漁村の形成」については、地域産業6次化に関心と意欲のある個人・団体を支援するため、「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、専門家による講演会、6次化商品のブラッシュアップ及び意見交換会を行いました。また、地域特産品創出事業により、地域の農産物（イチジクジャム、イチジクチップ、トマトパウダー、天のつぶの米粉など）を活用し、お菓子やパンなど18品目の6次化商品の開発を支援しました。

●平成26年度いわき梨加工研修会

平成27年2月、新たなふくしまの未来を拓く園芸振興いわき地方推進会議では、重点品目の一つである「日本なし」の産地の活性化を図るため、「いわき梨加工研修会」を開催しました。

研修会には、市内の梨生産者、加工業者、関係機関の職員など30名が参加し、(株)山際食彩工房の山際博美氏から梨の加工特性や加工品の取組事例などについて指導を受けました。

参加者は、自ら作った加工品や冷蔵で長期保存されていた梨、山際氏の福島県産梨を利用したチャツネやカレーなどの加工品を試食し、加工原料としての梨の可能性について検討しました。意見交換では、「加工需要に向けた供給体制の充実」や「いわき梨の活用をもっと増やしていきたい」といった意見がありました。

これまでの取組が実を結び、県内の団体とコラボレートしたカレーの原料として、平成27年産のいわき梨が供給されることとなりました。



アドバイザー山際博美氏



加工品の試食

●地域産業6次化の商品開発に係る講演会及び技術相談会

農商工業者等が取り組む6次化新商品の開発・販売等を支援するため、「いわき地域産業6次化ネットワーク交流会」を開催し、専門家による講演会、6次化商品ブラッシュアップ及び意見交換会を行いました。

1回目の交流会(12月)では、農商工業者等56名が参加し、(株)システムプランニング鈴木栄治氏より、「消費者の視点に立った商品開発について」と題して講演していただき、講演後、食品関係の4事業者が自ら開発した6次化商品についてプレゼンを行い、鈴木氏よりアドバイスを受けました。

2回目の交流会(2月)では、農商工業者等52名が参加し、1回目から引き続き鈴木氏より「事例に学ぶ販路開拓のポイントについて」と題して講演していただきました。講演後、意見交換会が行われ、参加者からは、「6次化商品の成功事例の共通点」や「インターネット販売」などについての質問があり、鈴木氏からは、成功・失敗事例に基づく示唆に富んだ意見や説明がありました。



事業者によるプレゼンの様子



講演に熱心に聞き入る参加者

(4) 農作物等の気象災害

ア 農作物等の被害状況

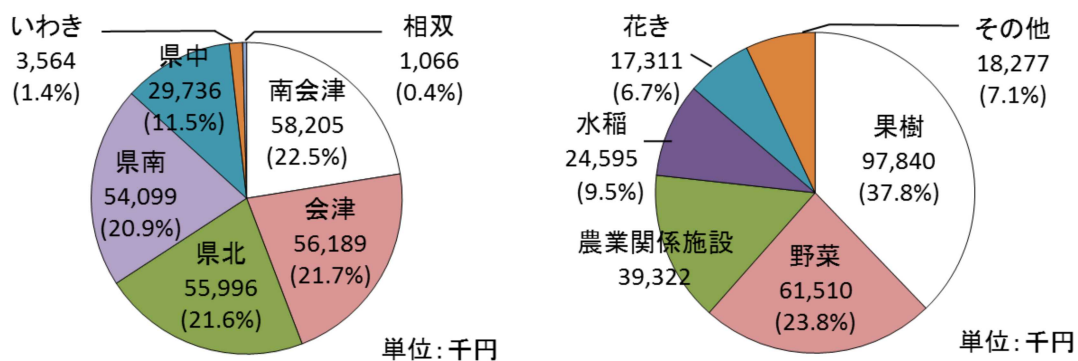
平成26年度は、暴風、豪雨、降雪、降ひょう、降霜による災害が合計25件発生し、県内の農作物等の被害額は約2億5,800万円となりました。

特に、平成26年8月発生の強風・降ひょうでは、県北、県中、県南、会津地域で約7,300万円の被害が発生しました。

地域別には、南会津地域が約5,800万円で全体の22.5%、次いで会津地域が約5,600万円で全体の21.7%を占めました。

作物別では、果樹が約9,700万円と全体の37.8%、次いで野菜が約6,100万円と全体の23.8%を占めました。

●平成26年度農作物等被害額 【総額 約2億5,800万円】



イ 農地・農業用施設等の被害状況

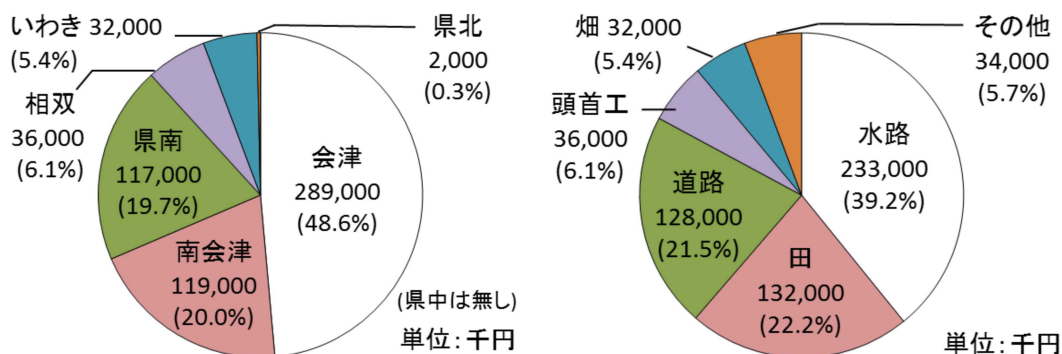
平成26年度は、暴風、豪雨による災害が6件発生し、県内の農地・農業用施設等の被害額は5億9,500万円となりました。

特に、7月9日から11日の台風8号では県北、会津、南会津地域で約3億9,000万円の被害が発生しました。

地域別では、会津地域が約2億8,900万円と最も被害額が多く、次いで、南会津地域、県南地域の順となりました。

施設別では、水路の被害が約2億3,300万円で全体の39.2%を占め、次いで田の被害が約1億3,200万円で全体の22.2%を占めました。

●平成26年度農地・農業用施設等被害額 【総額 約5億9,500万円】



ウ 主要な気象災害の概要

(ア) 平成26年 台風8号

発 生 地 域

- ・ 県北、会津、南会津

農作物等の被害

- ・ 被害規模 0.24ha (稲)
- ・ 被害額 216千円

農地・農業用施設等の被害

- ・ 被害施設 304箇所
(田、畑、道路、水路、ため池、
頭首工、揚水機)
- ・ 被害額 390,000千円



法面崩落による
水利施設破損

(イ) 平成26年8月1日 強風・降ひょう

発 生 地 域

- ・ 県北、県中、県南、会津

農作物等の被害

- ・ 被害規模 161.0ha
(水稲、モモ、ナシ、リンゴ、ブドウ、
キュウリ、ナス、ネギ、ズッキーニ、
葉たばこ、ほおずき、ほか)
- ・ 被害額 73,455千円



強風等で被災したモモ

(ウ) 平成27年3月11日 降雪

発 生 地 域

- ・ 会津

農作物等の被害

- ・ 被害規模 0.24ha (ハウレンソウ)
244棟 (パイプハウス)
- ・ 被害額 29,262千円



降雪で倒壊したパイプハウス

(5) トピックス

●飯舘村(有)いたていちブランドのいちご出荷再開について

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により全村避難が続く飯舘村にある「有限会社いたていちブランド」で栽培されたいちごが、平成26年7月31日に東日本大震災以降初めて出荷されました。

栽培されている品種は「雷峰」(らいほう)という四季成り性(1年中収穫可能)を有している大粒かつ色鮮やかに着色する品種で、ケーキ等に用いられます。

同社は、震災以降、いちごを栽培する施設のビニールの張り替えや栽培層の培養土の入れ替えを行うとともに、県の緊急時環境放射線モニタリングや自主検査を4度実施(いずれも検出下限値未満)して安全性の確認を徹底するなど、出荷再開に向け、不断の努力を続けてきました。

また、今年度同社産のいちごを使用したフレーバードティー「福恋いちご」を活用して、PRイベントを実施することにより、現在の飯舘村の復興の姿を全国の方々に伝える予定です。

代表の佐藤博氏は、避難先の福島市から通いながら栽培管理をしており、「飯舘村の復興のきっかけになれば」と光り輝くいちごに希望を託しています。



ハウス内での養液栽培

●富岡町産米、震災後初出荷

富岡町は、平成25年3月25日に、帰還困難・居住制限・避難指示解除準備の3区域に再編され、立ち入りの制限は緩和されたものの、依然として住民の避難指示は継続されています。

このような中で、同町の「ふるさと生産組合(渡辺康男組合長)」は、平成25年に実施した試験栽培で安全な米の生産が確認できたことから、避難指示解除準備区域の川南地区において、出荷を目的とした実証栽培に取り組みました。

「コシヒカリ」・「天のつぶ」・「こがねもち」の3品種を合計120a作付しましたが、「天のつぶ」と「こがねもち」は2等米となったものの、「コシヒカリ」は1等米となり、収量も540~680kg/10aと、この地域としては極めて高い反収が得られました。

なお、生産された米は、全袋検査後に備蓄米として出荷されたほか、一部は同町から避難している弁当業者に販売されました。

県内外に避難している「ふるさと生産組合」の皆さんが日程を調整しながら作



田植えの様子

業するのは大変な御苦勞がありますが、平成27年もさらに面積を拡大して取り組むとのことです。

●県産果実を使用したキリン氷結の開発と発売

キリングroupは震災直後から復興支援事業として「復興応援 キリン絆プロジェクト」に取り組んできました。

特に平成25年度には、本県産農産物の風評払拭のために、本県産「梨」を使って、人気の高いアルコール飲料であるキリン氷結「和梨」(350ml)を開発しました。これが当初の予想を上回る評価を得たことから、平成26年度は市場での人気が高い500ml缶も販売されました(平成26年11月)。

さらに、本県農産物の代表である「桃」を使用したキリン氷結「福島産桃」(350ml、500ml)を開発し販売しました(平成27年3月)。キリンではこれまで各地の特産品を用いた「氷結」を期間限定で販売してきましたが、一県二商品となるのは初めてのことです。

また、県では農林水産物の輸入規制緩和にかかる各国政府関係者への情報発信に、キリン氷結「和梨」を本県産農産物と共に展示・試飲試食していただき、県産農産物全性PRに御協力いただきました(平成26年11月、第19回コーデックスアジア地域調整部会レセプション(農林水産省主催/アジア地域23ヶ国等の食品安全政府関係者約100名出席))。



本県産の「桃」や「梨」を使用したアルコール飲料



第19回コーデックスアジア地域調整部会
レセプションでのPRの様子

●シンガポール、県産農産物の条件付き輸入規制解除

新たな輸入ルールが定まったシンガポールで開催された食の商談会「Oishii J APAN」に福島県ブースを出展し、本県が行っている食の安全・安心の取組を説明するとともに、事業者とともに6次化商品のおいしさをPRしました。

併せて、規制官庁である農食品獣医長(AVA)の副長官に面会し、更なる規

制緩和を訴えました。



シンガポールで開催された食の商談会「Oishii JAPAN」

●アスパラガスの県オリジナル新品種「ふくきたる」を育成

県はアスパラガスの新品種を育成し、多くの人に親しまれるよう品種名を公募して「ふくきたる」と命名しました。この名前には東日本大震災からの復興と、県民すべてに福が訪れてほしいとの願いが込められています。

「ふくきたる」は、①生育が旺盛で収量が多い、②春先の芽生えが10日ほど早く、早期収穫が可能、③茎が太く、揃いも良く、商品化率が高い、④味が濃く、柔らかで食感が良い、などの多くの優れた特徴があり、本県の主力品種になると期待されます。

平成27年度から県内種苗生産業者より産地への種子の供給が始まっており、県も力強く作付を推進していきます。



「ふくきたる」(立茎後の莖葉)



「ふくきたる」(春の収穫若莖)

●農地中間管理事業スタート

平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構を県段階に一つ設置し、貸借により農地集積を進める農地中間管理事業が創設されました。

本県においても平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、農地集積に実績を有する福島県農業振興公社を農地中間管理機構として指定して、5月1日より事業をスタートさせました。

事業開始初年目である平成26年度は、事業説明会の実施や事業パンフレットの作成・配布、農業者へのダイレクトメール等により広く制度の周知に努めました。

また、関係機関との連携会議を開催するとともに、関係市町村やJAに対する協力要請活動を通して、農地中間管理機構がその業務の一部を市町村やJA等に委託すること等により事業の推進を図った結果、平成26年度における農地中間管理事業の実績は、1,461.3haの農地を借り入れ、733.3haの農地を貸し付けました。



平成26年5月1日看板掲出式



市町村等対象説明会

●津波被災農地の再生～ほ場整備事業の進捗

浜通りの津波被災農地においては、災害復旧事業に災害関連区画整理事業や復興基盤総合整備事業を組み合わせ、農地の復旧に併せて、ほ場の大区画化・汎用化を図り、担い手への農地利用集積・集約化による農業の復興に取り組んでいます。

現在、災害関連区画整理事業2地区68ha、復興基盤総合整備事業9地区1,583haの計11地区1,651haで県営事業によるほ場整備を進めており、平成26年度までに9地区で工事に着手しています。

いわき地方の3地区においては、震災後いち早く除塩事業に取り組み、平成24年までに営農再開を果たし、さらに平成25年度から順次ほ場整備工事に着手しています。また、相双地方の作田前地区（新地町）においても、ほ場整備が進み、平成26年から一部のほ場で大豆の作付が始まりました。



津波被災状況
(作田前地区（新地町）)



平成26年大豆作付状況
(作田前地区（新地町）)

Ⅲ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組

(1) 農産物等の安全・安心を確保する取組

ア 緊急時環境放射線モニタリング

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく県防災計画の一環として、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングを実施するため、平成23年9月に農業総合センター内に分析課を設置しゲルマニウム半導体分析器10台を整備するとともに、「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」に基づき、モニタリング計画を策定し計画的に実施しました。

○緊急時環境放射線モニタリングの検査手順



①試料を調整する前にサーベイメータにより放射能レベルを確認



②汚染を防止するため手袋を使用



③試料の番号、市町村名、品目名等を確認



④試料をできるだけ細かく刻む



⑤ 汚染防止のため、容器内部にパウチをセットし外側をビニール袋で包む





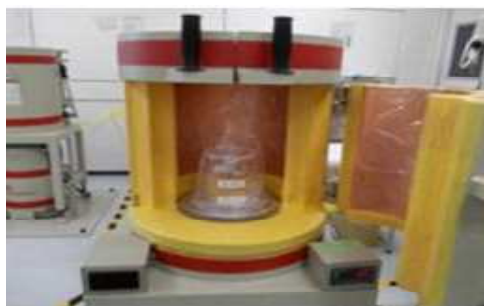
⑥ 隙間ができないよう、容器に試料を詰め込む



⑦ 電子天秤で試料の重量を測定する



⑧ ゲルマニウム半導体分析器の汚染防止のため、容器をビニール袋で包む



⑨ ゲルマニウム半導体分析器で計測する



(ア) 検査点数

平成26年4月から平成27年3月までに2万6,041検体の検査を行いました。
なお、基準値を超過したのは、113検体でした。

平成26年度農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング実施状況

食品群	品目数	検査件数													基準値(%) (100Bq/kg) 超過件数	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
玄米	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
穀類(玄米除く)	15	2	1	1	48	76	117	276	582	946	23	387	14	2,473	2	
野菜・果実	258	236	584	950	1081	636	560	847	520	216	94	78	48	5,850	0	
原乳	1	32	32	40	32	32	40	32	32	32	32	32	40	408	0	
肉類	5	396	321	389	367	351	345	364	534	320	357	277	298	4,319	0	
鶏卵	1	11	11	11	12	12	12	12	12	12	11	12	12	140	0	
牧草・飼料作物	-	0	151	475	249	130	176	166	106	68	6	0	0	1,527	11	
水産物	141	883	980	832	1012	739	763	884	708	773	665	736	713	9,688	75	
山菜・きのこ	63	172	436	164	39	40	228	243	74	43	32	38	55	1,564	25	
その他	3	0	1	36	1	0	8	17	3	1	2	1	0	70	0	
合計	488	1,732	2,517	2,898	2,841	2,016	2,249	2,841	2,571	2,413	1,222	1,561	1,180	26,041	113	

(※) 食品衛生法における食品の基準値（セシウム134、セシウム137の合算値）

（一般食品）100Bq/kg、（牛乳）50Bq/kg

(※) 海藻の取扱い：平成24年度以降は品目別試料採取基準に従い水産物として集計した。

(※) 食品群区分を整理し、品目数を修正（平成26年5月2日）

(イ) 出荷等の制限と解除

平成26年度に実施した緊急時環境放射線モニタリングにおいて食品衛生法上の基準値を超過した品目は、穀類1品目、たけのこなど山菜9品目、野生きのこ3品目及び魚類16種（海洋魚種4種を含む）の合計29品目であり、基準値を超過した産地については出荷の自粛を要請する等の必要な措置を講じました。

一方、緊急時環境放射線モニタリングの結果に基づき、出荷や収穫の自粛を要請した品目であっても、基準値を安定して下回ることが確認できた品目については、出荷や収穫の制限等を解除しました。平成26年度に制限等を解除した品目は、二本松市及び本宮市（旧白沢村）のユズ、相馬市のキウイフルーツ、福島市のクリ等の合計22品目でした。

(ウ) 分析結果等の周知

分析結果と出荷制限等の一覧表をFAXや電子メールで関係機関、団体、卸売市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページに掲載し、周知を図りました。

また、ホームページ「ふくしま新発売。（農林水産物モニタリング情報）」では、データ検索ができるようにしており、わかりやすい情報提供に努めました。

イ 米における対応

県産米の安全性確保と信頼回復を図るため、県と関係機関・団体が連携して、出荷・販売用の米はもとより、飯米や縁故米、ふるい下米など、全ての県産米の放射性物質検査を実施しました。

(ア) 検査点数 (平成27年3月31日現在)

(単位：点)

30kg袋	フレコンバッグ	端米等	計
10,960,847	12,775	2,361	10,975,983

(イ) 検査結果 (平成27年3月31日現在)

平成26年度中に検査した平成26年産米10,975,983点のうち、99.98%が25Bq/kg未満でした。

放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	25未満	25～50	51～75	76～100	100超	計
点数 (割合 (%))	10,974,060 (99.98)	1,909 (0.017)	12 (0.0001)	2 (0.00002)	0 (0)	10,975,983 (100)

ウ 園芸品目における対応

(ア) 園芸品目における緊急時環境放射線モニタリング及び出荷制限の解除等について

a 直近2カ年の緊急時環境放射線モニタリング結果

平成26年度の検査では、野菜の約98%、果樹の約82%が「検出せず」であり、基準値を超過したものはありませんでした。

		野菜				果樹			
		H25		H26		H25		H26	
		点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合
合計		4,358	100.0%	4,608	100.0%	1,434	100.0%	1,286	100.0%
内訳	検出せず	4,240	97.3%	4,529	98.3%	997	69.5%	1,053	81.9%
	～10Bq/kg	78	1.8%	52	1.1%	204	14.2%	145	11.3%
	～30Bq/kg	27	0.6%	24	0.5%	162	11.3%	74	5.8%
	～50Bq/kg	11	0.3%	3	0.1%	44	3.1%	12	0.9%
	～100Bq/kg	2	0.0%	0	0.0%	27	1.9%	2	0.2%
	100Bq/kg超過	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

b 平成26年度出荷制限等解除品目

国の指示による出荷制限や県が自粛を要請している収穫自粛の解除に取り組み、檜葉町、川内村等で14品目の出荷制限等解除を行いました。

- ・ 福島市 クリ (H26. 10. 9)
- ・ いわき市 クリ (H26. 11. 17)、ユズ (H27. 1. 29)
- ・ 相馬市 キウイフルーツ (H26. 11. 17)
- ・ 二本松市 ユズ (H26. 11. 6)
- ・ 本宮市 ユズ (H26. 11. 6)
- ・ 檜葉町 非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブ (H27. 2. 18)
- ・ 川内村 非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブ (H27. 2. 18)

(イ) 葉たばこの生産振興について

県は、平成26年度葉たばこの生産において、以下のとおり関係機関と連携して取り組んできました。

(経過)

- 平成26年 7月15日 平成26年産葉たばこの作柄概況の現地調査、耕作技術再構築事業の実施状況について関係機関で検討。
- 平成26年10月30日 J Tが実施した購買前検査の結果が J T 自社基準の100Bp/kgを超過した農家とその農家の近くにはほ場を有する基準値を超過しなかった農家の環境調査を関係機関と実施。
- 平成26年 3月20日 平成26年産葉たばこの買取状況の確認、放射性物質に関して J T 策定の基準値を超過した生産者戸数及び汚染原因に関する調査結果の報告、葉たばこの実証ほ場での試験結果及びそれらを踏まえた平成27年作に向けての取組について関係機関と検討。

(ウ) 加工用トマトの生産振興について

原子力災害の影響を受け、加工メーカーや生産者等と協議の上、平成23年産加工用トマトの作付は休止されましたが、試験栽培や土壌分析、果実分析等の取組を関係機関と連携して進め、平成24年度から作付を再開しました。

作付再開後は、出荷前の果実の緊急時環境放射線モニタリング等を含めて、以下のとおり実施してきました。

平成26年度まで、J Aみちのく安達ジュース用トマト部会（以下、「ジュース用トマト生産者部会」）は部会員全員が加工メーカーの自社基準（土壌分析650Bq/Kg以下）に適合しなければ、全員契約しないという方針であったため、全生産者が契約しませんでした。平成26年度において、加工用トマトの生産再開に向けて、関係者との協議を進めました。その結果、平成27年度から、ジュース用トマト生産者部会は、加工メーカーの自社基準を合格できた会員

から契約を再開するという方針が示されました。

(経過)

平成26年4月16日, 6月24日, 11月25日

福島県加工用トマト生産安定推進協議会（緊急時環境放射線モニタリング、試験栽培、生産振興・消費拡大対策等の検討）

平成26年7月24, 28, 31日, 8月4日 緊急時環境放射線モニタリング

平成26年1月20日 福島県加工用トマト生産安定推進協議会（加工メーカーから平成27年度の作付方針の提示）

(エ) あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

柿は、あんぽ柿や干し柿への乾燥加工により水分が減少し、放射性セシウム濃度が高くなることから、平成24年度から県内で干し柿の加工・出荷がある市町村で産出された柿を試験的に加工し、放射性物質検査を実施しました。

その結果、加工後の検体において基準値超過（桑折町は基準値と同値）があったことから、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び南相馬市のあんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工の自粛を要請しました。

このうち、伊達市、桑折町、国見町においては、あんぽ柿の加工モデル地区を設定し、出荷されるあんぽ柿について全量非破壊検査を実施しました。平成26年度は総検査点数2,021,000トレーのうち、スクリーニングレベル(50 Bq/kg)を超過したのは3,148トレーで、全体に占める割合は約0.2%でした。

エ 畜産物における対応

県産牛肉の安全を確保し風評を払拭するため、牧草の緊急時環境放射線モニタリングを実施するとともに、肉牛を出荷しようとする全ての農家の飼養状況調査を実施し、適正に飼養管理された牛だけが出荷されました。さらに、出荷された全ての肉牛について、流通前に牛肉の放射性物質検査を行いました。県内出荷については、県農業総合センターにおいて分析を行い、県外出荷については、と畜場又は県の指定する分析機関において分析を行いました。分析結果は、速やかに公表することで安全確保の情報を発信しました。

平成26年度は県内と畜4,128頭、県外と畜1万7,879頭について検査を行っており、基準値を超過したものはありませんでした。

また、県産の原乳、豚肉、馬肉、鶏肉、鶏卵、はちみつについても、緊急時環境放射線モニタリングを定期的実施し、平成26年度に基準値を超過したものはありませんでした。

今後も肉牛の全頭検査や県産畜産物の緊急時環境放射線モニタリングを実施し、情報提供することで風評の払拭に努めることとしています。

オ 農業系汚染廃棄物処理対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県内の広い範囲において、放射性物質に汚染された農林水産物、その副産物及び農業生産資材（以下、「農業系汚染廃棄物」という。）が発生しました。

このため県は、食品衛生法上の基準値を超過した農林産物や暫定許容値を超過した堆肥等の資材について、流通及び利用の自粛を求めました。これに伴い農家等において滞留することとなった農業系汚染廃棄物の処理が大きな課題となりました。

県は、農業系汚染廃棄物の処理を促進するため、福島県民健康管理基金を財源に平成23年12月補正予算により「農業系汚染廃棄物処理事業」を創設し、それ以降、農業系汚染廃棄物の一時保管、運搬、焼却等の減容化、分析などの取組に対する支援を行っています。

平成26年度は、本事業の活用により、29事業主体において合計2万766トンの農業系汚染廃棄物の一時保管等に取り組みました。

事業の実施状況（平成26年度）

事業実施	29事業主体
事業費	1,413,147千円（うち補助金 1,347,893千円）
処理量	20,766トン
	（内訳）
	牧草 4,690トン
	稲わら 610トン
	堆肥 13,970トン
	その他（きのこほだ木等） 1,496トン

○農業系汚染廃棄物処理事業の概要

1 事業内容

（1）対象とする廃棄物

ア 放射性セシウム濃度が、堆肥、土壌改良資材、飼料などの暫定許容値や平成24年4月からの食品の基準値を超過しているもの。

イ 放射性セシウムの濃度が暫定許容値や基準値を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの。

（2）対象とする取組

ア 農業系汚染廃棄物の運搬、焼却等の減容化、一時保管・処分及び有効利用等の処理、一時保管場所の設置

イ 農業系汚染廃棄物及び周辺環境等のモニタリング

ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

2 事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 知事が適当と認める民間団体、民間事業者（農業生産団体等）

3 補助率 10/10

4 事業実施期間 平成23年度～平成27年度



農業系汚染廃棄物の処理状況

(2) 被災農地・農業用施設等の災害復旧

ア 農地・農業用施設等の復旧

(ア) 被害の概要

- ・総被害額2,374億円
- ・浜通りの被害額1,987億円（総被害額の84%）

各工種の被害額（平成24年1月31日集計）

工種	箇所数	被害額（億円）	備考
農地	1,799	943	
農業用施設	3,749	935	
農村生活環境施設	141	242	農村下水道等
海岸保全施設(農地)	20	254	
合計	5,709	2,374	

※原発から30km圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

(イ) 災害査定概要

各工種における災害査定額（平成27年3月31日集計）

工種	箇所数	査定額（億円）	備考
農地	730	554	
農業用施設	1,398	320	
農村生活環境施設	122	78	
海岸保全施設(農地)	30	201	
合計	2,280	1,153	

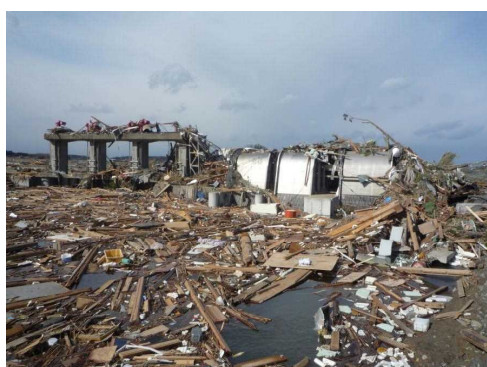
(ウ) 災害復旧事業の概要

農地・農業用施設等の被害箇所について、営農の早期再開に向け復旧工事を実施しました。また、復旧事業を行った市町村等に対して補助金を交付しました。

(エ) 平成26年度の実施結果

平成23年度から26年度に実施した災害査定2,280箇所のうち、1,513箇所ですべて復旧工事が完了しました。

平成26年度に避難指示解除準備区域及び居住制限区域となった南相馬市、檜葉町、富岡町、浪江町において農地・農業用施設50箇所ですべて災害査定を実施し、うち24箇所ですべて復旧工事に着手しました。



○排水機場の被災状況



○排水機場の復旧状況

(3) 除染の推進

ア 農地土壌における放射性物質の調査

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内農地における放射性物質の状況を把握するため、国等と連携しながら、平成23年3月から継続して土壌調査を実施し、飛散した放射性物質の経年変化調査と調査に基づく市町村別の「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を作成し公表しました。

また、これらの情報を市町村、農協等に提供し必要な技術対策での活用を図るとともに、作物別の現地指導会等において地域の汚染状況等に応じた営農指導を行いました。

(ア) 農地土壌調査

平成23年度	土壌調査	2,618地点	(水田土壌1,485点、畑地土壌1,133点)
平成24年度	土壌調査	360地点※	(定点調査100点、要因調査260点)
平成25年度	土壌調査	341地点※	(定点調査91点、要因調査250点)
平成26年度	土壌調査	391地点※	(定点調査107点、要因調査284点)

※平成24年度以降は、県内全域を対象に100地点程度を継続調査地点として定点化（定点調査）するとともに、前年度に生産物の放射性セシウム濃度

が比較的高く検出されたほ場を中心に土壌と作物の詳細な調査(要因調査)を行っています。

(イ) 農地土壌の放射性物質濃度分布図

農地土壌調査と文部科学省が実施した航空機モニタリングの空間線量率のデータをもとに、農地土壌の放射性物質濃度分布図の作成と更新を行いました。

前回(平成24年12月28日時点換算値)と今回の測定値を同一の調査地点で比較した結果、約1年間で、避難指示区域外の水田で17%、避難指示区域外の畑で20%、牧草地及び樹園地で15%、それぞれ低下しました。

更新日 平成26年10月17日 (基準日：平成25年11月19日)

イ 除染等の技術開発・実証

県農業総合センターでは、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策について、農林水産省農林水産技術会議、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業環境技術研究所、学習院大学、東京大学などと連携し、最優先課題として取り組みました。

(ア) 主な研究課題

- a 県内農用地土壌の放射性物質の分布状況の把握
- b 各種作物の放射性物質吸収量の把握
- c 放射性物質の除去低減技術の開発
- d 各種作物の放射性物質の吸収抑制技術の開発
- e 農産物加工における放射性物質の除去技術の開発
- f 農作業時の外部被曝低減技術の開発
- g 営農再開に向けた現地実証

(イ) 主な研究成果

「農地における放射性セシウム濃度の経年変化の把握」、「新たな草地更新方法による牧草の放射性セシウム吸収抑制技術の開発」、「放射性セシウムの吸収を抑制する土壌交換性カリウム濃度の簡易測定法の開発」など45点の研究成果を市町村、関係団体を対象とした成果の説明会等において公表するなど、迅速な技術の普及を図りました。

また、早急に現地に普及すべき技術対策については、『『ふくしまから はじめよう。』農業技術情報』等を発行し、より分かりやすい情報の提供に努めました。

(ウ) ため池の放射性物質対策

農業用ため池の底質及び貯留水の放射性物質濃度について、県内の

全域的な分布状況を把握するため、県内ため池3,730箇所の約8割に当たる2,956箇所のため池の放射性物質のモニタリングを行いました。

ため池のモニタリング結果

	貯留水中の溶存態放射性セシウムの検出状況(検出箇所数及び最大値)		底質の放射性セシウムの検出状況(8,000q/kg-dry超の箇所数及び最大値)	
	H25	H26	H25	H26
全体 (2,956箇所)	38箇所 11Bq/ℓ	32箇所 9Bq/ℓ	576箇所 39万Bq/kg	730箇所 69万Bq/kg

また、ため池に蓄積した放射性物質について、26箇所のため池等で効果的な除去、流出防止の技術実証を行いました。



ため池底質除去の技術実証

ウ 除染等の技術対策の普及推進

平成26年度は、『『ふくしまから はじめよう。』農業技術情報』を4回発行し、吸収抑制対策に関する情報提供に努めました。

エ 除染の実施

(ア) 農用地除染の実施状況(平成27年3月末現在)

放射性物質濃度の低減による農産物の安全性の向上と農業の再生を図るため、農林事務所の除染推進チーム員が市町村の除染計画作成等について支援を行うなど、汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)の除染を推進しました。

- ・ 除染実施面積：水田13,045ha、畑地2,291ha、
樹園地5,085ha、牧草地2,611ha

(イ) 農業水利施設の除染の状況

農業水利施設の除染について、平成24年12月に除染の財政措置の対象とな

ったことを受け、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、白河市、南相馬市、広野町、川内村、いわき市が農業用排水路の除染に着手しました（平成27年3月末現在）。

（ウ）急傾斜牧草地除染

課題となっていた急傾斜牧草地の除染について、表土剥ぎ除染後の客土・土壌改良資材等施用・播種の原状回復措置相当として、吹付工（2cm厚まで）が財政措置の対象となるとの考えが示されました。

（エ）新しい除染手法の実証及び導入支援

国立研究開発法人農業環境技術研究所等で開発した耕起済み水田における「水による土壌攪拌除去（代かき除染）」について、実証的除染事業として財政措置の対象となることが認められました。

（オ）除染特別地域の除染について

「除染特別地域における農林地除染連絡会」を開催して、直轄除染に係る課題について国、県、市町村等の意見交換を進めました。

市町村から課題として出されていた除染後農地の地力回復については、復興庁、環境省、農林水産省と検討を行い、除染実施時と営農再開時に関係機関が実施する地力回復に係る対応を「福島県直轄除染エリアにおける営農再開に向けた連携方策」としてまとめました。



急傾斜牧草地の状況 [手前の緩斜面は除染実施済、奥の急斜面は除染未実施]（相馬市）

オ 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

福島県営農再開支援事業を活用し、カリウム肥料等の施用による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援しました。

福島県営農再開支援事業による吸収抑制対策の実施状況（平成26年度）

市町村数	実施面積 (ha)	交付額 (千円)	対象作物
44	66,688	1,658,769	水稲、そば、大豆、牧草等

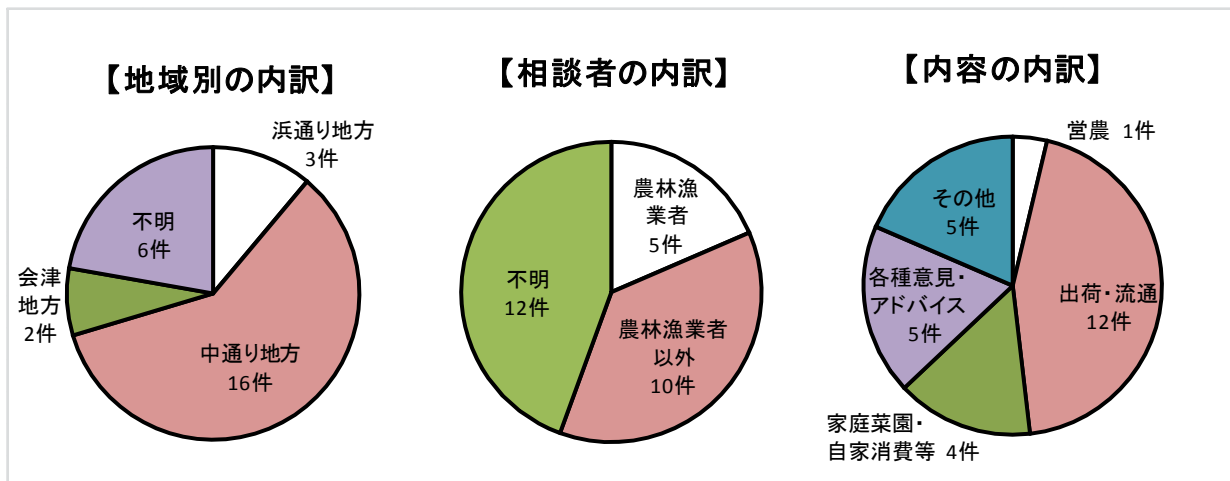
(4) 農業者に対する支援

ア 農林水産業に関する相談窓口

「農林水産業に関する相談窓口」を設置し、東日本大震災及び原子力災害で被害を受けた農林漁業者等からの相談に対応しました。

平成26年度は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで窓口を開設しました。相談件数は27件で、平成23年度は1万2,581件、24年度は364件、25年度は47件と年々減少しています。

なお、窓口を開設した平成23年3月14日からの累計相談件数は1万3,019件となっています。



イ 経営再開マスタープランの作成

津波により農地や農業用施設などに被害を受けた市町においては、今後の地域農業の中心となる担い手や農地集積を含めた地域農業のあり方を明らかにする必要があることから、集落での話し合い、合意形成による経営再開マスタープランの作成を推進しました。

平成26年度は、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、新地町の5市町（29地区）においてプランが作成され、地域農業の復興のため、中心となる担い手を明確化したうえで、これら担い手に対して農地集積を図っていくこととしています。

ウ 被災農家経営再開支援事業

東日本大震災で津波等の被害を受けた地域において、農地の生産力を早期に回復させるため共同で復旧作業に取り組む復興組合に対して、市町村を通じて、その活動に応じた経営再開支援金を交付し、地域農業の再生と農業者の早期経営再開を支援しました。

平成26年度は、相馬市、新地町の2市町（10復興組合）で実施され、経営の再開に向けた活動に対して233,118千円を交付しました。

平成26年度 被災農家経営再開支援事業実績（単位：組合数、千円、ha）

市町村名	復興組合数	交付金	面積
相馬市	9	200,517	570.75
新地町	1	32,602	92.96
合計	10	233,118	663.71

※端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

エ 県内外の避難先における一時就農の支援

東日本大震災及び原子力災害により避難を余儀なくされている農業者が、避難先で一時的に営農を再開するため、初期生産資材の購入費や機械・施設等のリース経費、地代など、一農家あたり上限100万円（畜産農家の場合上限150万円）を補助する「避難農業者一時就農等支援事業」を実施しました。平成24年度の支援対象は県内避難のみでしたが、平成25年度からは支援対象を拡大し、県外避難も対象としています。

平成26年度は、南相馬市、飯舘村、双葉町、浪江町、いわき市の5市町村から、県内は福島市、国見町、大玉村、北塩原村、南相馬市、いわき市の6市町村へ、県外は北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、石川県、和歌山県の1道5県へ避難している計19戸（園芸・水稻農家等18戸、畜産農家1戸）の営農再開を支援し、平成24年度の29戸、平成25年度31戸と合わせて、計79戸の営農再開を支援しました。

平成26年度 避難農業者一時就農等支援事業実績

避難元市町村	支援対象者						県外避難者の内訳
	園芸・水稻農家等			畜産農家			
	件数	内訳		件数	内訳		
県内		県外	県内		県外		
南相馬市	5	0	5	0	0	0	栃木県2、茨城県1、石川県1、和歌山県1
飯舘村	4	4	0	1	0	1	北海道1
双葉町	2	0	2	0	0	0	埼玉県2
浪江町	6	3	3	0	0	0	埼玉県3
いわき市	1	1	0	0	0	0	
合計	18	8	10	1	0	1	19(県内8、県外11)

オ 農業者向け金融支援策の実施

J Aグループと連携した無利子の農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）を融通し、被災農業者等の営農の維持・安定や県内での営農再開を支援しました。

平成26年度実績

資金名	件数	金額
農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）利子補給承認実績	16件	86百万円

また、国の被災農業者等に対する金融支援（実質無利子化措置、無担保・無保証人貸付等）について、ホームページ等により周知に努めました。

（５） 風評の払拭に向けた取組

原子力災害に伴う県産農林水産物の風評払拭を図るため、消費者や流通関係者等の信頼回復に向けた効果的かつ戦略的なプロモーション及びリスクコミュニケーション、マスメディアを活用したPR等を積極的に展開しました。

ア ウェブサイトによる情報発信

専用ウェブサイト「ふくしま新発売。」による情報発信 等

- ・農林水産物の緊急時環境放射線モニタリング結果
- ・産地・生産者情報・旬の農産物情報の発信
- ・各種イベントの告知
- ・フェイスブックによる情報発信

イ リスクコミュニケーションの展開

量販店の店頭における旬の農林水産物について安全・安心を説明、農林水産物の魅力をPR（「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト）

対象者：首都圏の量販店に来店した消費者等

- ・平成26年8月3日 安全・安心、魅力PR（桃と夏野菜）（千葉県習志野市）
- ・平成26年8月5日 安全・安心、魅力PR（桃と夏野菜）（神奈川県藤沢市）
- ・平成26年11月15日 安全・安心、魅力PR（米）（埼玉県越谷市）
- ・平成26年11月26日 安全・安心、魅力PR（米）（東京都江東区）
- ・平成27年1月25日 安全・安心、魅力PR（あんぼ柿、米）（東京都江東区）

ウ 産地モニターツアー・県産食材を活用した対話集会

（「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト）

対象者：首都圏の消費者等

（ア）モニターツアー

- ・平成26年7月31日 モニターツアー（川内村）
- ・平成26年8月27日 モニターツアー（郡山市、大玉村）
- ・平成26年11月7日 モニターツアー（会津若松市、下郷町）

（イ）対話型交流イベント

- ・平成26年7月21日 ふくしまのきゅうり祭りinあらかわ遊園（東京都荒川区）
- ・平成26年9月27日 ふくしまの浜の母ちゃん飯（東京都中央区）

- ・平成27年2月14日 玄治店濱田屋×福島県 銘柄福島牛～日本料理の名店で味わう(東京都中央区)
- ・平成27年2月28日 ふくしまの浜の母ちゃん飯(東京都中央区)

エ トップセールスによる販売プロモーション

(ア) 知事

- ・平成26年5月25日 大相撲五月場所知事賞授与(東京都墨田区)
- ・平成26年5月25日 おいしい ふくしま、できました。春野菜トップセールス(東京都大田区)
- ・平成26年7月24日 夏秋青果物トップセールス(東京都大田区)
- ・平成26年7月24日 内閣総理大臣表敬訪問・夏野菜贈呈(東京都千代田区)
- ・平成26年9月28日 大相撲九月場所知事賞授与(東京都墨田区)
- ・平成26年11月21日 銘柄「福島牛」産地懇談会(郡山市)
- ・平成26年12月5日 福島米トップセールス(東京都中央区)
- ・平成26年12月22日 「ふくしまからはじめよう。サミットin九州」における「天のつぶ」PR(福岡市)
- ・平成27年1月25日 おいしいふくしま、できました。あんぽ柿&福島米「天のつぶ」トップセールス(東京都江東区)
- ・平成27年1月25日 大相撲一月場所知事賞授与(東京都墨田区)
- ・平成27年1月27日 4国大使による日本橋ふくしま館訪問(東京都中央区)
- ・平成27年3月7日 東北かけはしプロジェクト(東京都江東区)

(イ) 副知事

- ・平成26年6月1日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン(喜多方市)
- ・平成26年8月2日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン(福島市)
- ・平成26年8月8日 夏秋青果物トップセールス(大阪市)
- ・平成26年11月29日 「おいしいふくしまいただきます！」キャンペーン(白河市)

オ マスメディアを活用した県産農林水産物のPR

(ア) テレビCM等(首都圏、県内、大阪、愛知、北海道、宮城)

a スポットCM

- ・TOKIO野菜篇 (15秒) 合計 441回放送
- ・TOKIOもも篇 (15秒) 合計 602回放送
- ・TOKIOお米篇 (15秒) 合計 316回放送
- ・「天のつぶ」篇 (15秒) 合計 696回放送
- ・福島の取組(野菜)篇 (15秒) 合計 51回放送
- ・福島の取組(お米)篇 (15秒) 合計 226回放送

(イ) オリジナル番組制作によるPR

a ミニ番組

- ・『えがおの音～ふくしまの、おいしい笑顔～』(29回)
(TBS、関東のみ) 6～12月 毎週金曜日 22:54～22:59
(TUF、県内放送) 6～1月 毎週土曜日 18:55～18:59

b 天のつぶ認知度向上ミニ番組

- ・県内4局で春期、秋期に計17回放送(プレパブ同時展開)

(ウ) 電車内・駅構内映像広告(首都圏)

- ・JR東日本トレインチャンネル5路線(野菜、桃、米、天のつぶ)
- ・JR山手線1編成ジャック「アドトレイン」:11月
- ・JR西日本トレインチャンネル12路線(野菜、桃)

(エ) 駅貼り広告(首都圏、大阪、札幌)

- ・JR東日本都内主要15駅(野菜、桃、米、天のつぶ)
- ・JR西日本主要34駅(桃)
- ・札幌地下鉄16駅(桃)

(オ) 中吊り広告(首都圏)

- ・都営地下鉄4線(野菜、桃、米、天のつぶ)

(カ) 全国紙新聞広告

- ・朝日新聞、読売新聞 5段カラー TOKIO「ふくしまのお米篇」
10/25

(キ) 県内新聞等広告

a 県内新聞

- 5段カラー TOKIO「ふくしまの野菜篇」6/7
- 5段カラー TOKIO「ふくしまの桃篇」8/2
- 5段カラー TOKIO「ふくしまのお米篇」10/25
- 5段カラー TOKIO「天のつぶ篇」1/29

b 県内情報誌

- 郡山、福島地方の情報誌に全4段記事広告を掲載
6/7(アスパラガス)、8/2(桃)、9/7(海産物)、9/20(しいたけ)、
9/27(ぶどう)、10/25(米)、2/7(TOKIO「天のつぶ」)

(ク) 主要都市新聞広告

- 5段カラー TOKIO「ふくしまの桃篇」8/10
- 5段カラー TOKIO「ふくしまのお米篇」10/25
- 5段カラー TOKIO「ふくしまのお米篇」1/31

(ケ) ラジオ番組及びラジオスポットCM広告

- ・ラジオ福島「ふくしまの恵み ワクワ大図鑑2014」 木曜12:30～12:40
 - ・ふくしまFM「ふくしまの恵みラジヲ!～恵ラジ!シーズン2」 木曜16:15～16:25
- ※両局 TOKIOふくしまの野菜篇、桃篇、お米篇スポットCM (20秒)
TOKIO天のつぶ篇スポットCM (20秒)

(コ) メディアセミナー・ツアー

a メディアセミナー

- 平成26年9月2日 福島県漁業復興の試金石・試験操業
- 平成26年11月17日 福島牛

b メディアツアー

- 平成26年10月8日 福島県漁業復興の試金石・試験操業(相馬市)
- 平成26年12月2日 福島牛(郡山市、棚倉町)

(サ) 商談会・バイヤーツアー

- ・平成26年8月29日 米どころ福島のうまいもの商談会
- ・平成26年9月11日 米バイヤーツアー(郡山市、本宮市)

(シ) 新生！ふくしまの恵み発信会議

原子力災害に伴う県産農林水産物等の風評払拭に向けた効率的、戦略的な情報発信のあり方を検討するため、県内メディア各社、関係団体、学識経験者、県等で構成する「新生！ふくしまの恵み発信協議会」を設置、計3回の協議会を開催し、各種調査結果等を活用しながら、事業成果の検討と今後の展開方向等についてとりまとめました。

(6) 避難地域等の営農再開に向けた取組

ア 福島県営農再開支援事業の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故の避難区域等においては、農地の除染と併せて、営農再開に向けた環境づくりに取り組まなければ、農家の帰還や営農再開が進まない状況にあります。

このため、営農再開を目的に行う取組を支援するため、国の平成24年度補正予算231億8,500万円を福島県原子力災害等復興基金（営農再開）に受け入れ、福島県営農再開支援事業を創設しました。

平成26年度は、放射性物質の吸収抑制対策を43市町村で取り組んだほか、除染後農地等の保全管理(南相馬市、楡葉町、川内村等11市町村)、鳥獣被害防止緊急対策(伊達市、川内村、南相馬市等11市町村)、営農再開に向けた作付実証・実証研究(南相馬市、楡葉町、浪江町等11市町村※)に、それぞれ取り組みました。

※水稲、野菜、花き等

【福島県営農再開支援事業のメニュー内容】（平成26年度）

1 避難区域等における営農再開支援

- (1) 除染後農地等の保全管理
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策
- (3) 放れ畜対策
- (4) 営農再開に向けた作付実証
- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
- (7) 新たな農業への転換支援
- (8) 水稻の作付再開支援

2 放射性物質の吸収抑制対策

- (1) 放射性物質の吸収抑制対策
- (2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

3 特認事業

- (1) 営農再開に向けた復興組合支援
- (2) 稲作生産環境再生対策
- (3) 農業者の安全管理支援
- (4) 避難指示区域におけるイノシシ等有害鳥獣捕獲対策
- (5) 斑点米対策
- (6) 作付再開水田の漏水対策
- (7) 南相馬市における米の放射性物質吸収抑制特別対策
- (8) 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援

イ 避難地域等の営農再開・農業再生に向けた研究拠点の整備

避難地域等においては、放射性物質の影響に加え、営農中断に伴う農地の荒廃や除染に伴う地力の低下、長期的な避難による営農意欲の減退など、営農再開に向けた課題が山積しています。本格的に営農を再開するためには、実際に避難地域等の現地における調査研究を行い、その知見を積み重ねることによってこれらの課題の解決を図っていく必要があります。

そのため県では、平成26年3月に拠点の整備計画である「(仮称) 浜地域農業再生研究センター基本計画」を策定し、課題解決に向けた調査研究を現地で行うための拠点整備を進めています。

また、拠点が開所するまで一定の期間を要することから、平成25年度から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター福島研究拠点内に県農業総合センター福島市駐在を設置し、専門の職員3名を配置して避難地域等における実証研究に取り組んでいます。なお、実証研究は、平成26年度は10市町村12か所の現地ほ場で実施し、その成果等については現地検討会や成果報告会等で公表しました。



平成26年度現地実証研究成果報告会
(平成27年3月20日 農業総合センター)

ウ 米の作付再開状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域が定められた12市町村（田村市と川俣町は、避難指示が出された区域のみ）のうち、26年産米の作付があった市町村の当該区域における作付面積は、以下のとおりでした。

市町村名	26年産米作付面積(ha)	市町村名	26年産米作付面積(ha)
南相馬市	110	川内村	158
田村市	297	大熊町※	0.24
川俣町	1	浪江町	1
広野町	151	葛尾村※	0.08
楡葉町	6	飯舘村	2
富岡町	1		

合計	727
----	-----

(水田畑作課調べ)

注：市町村名欄に※印がある町村は試験栽培による作付。（生産物は原則廃棄）
端数処理のため、各市町村の数値の合計と合計欄の値は一致しない。
双葉町は作付実績なし。

なお、これらの地域における平成22年産米の作付面積は9,679haでした。
(2010年世界農林業センサスによる)

(7) 東日本大震災復興特別区域法に基づく取組

ア 復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区（農林水産業特区））

(ア) 復興推進計画

個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために県が単独又は市町村と共同で作成する計画です。

(イ) 「ふくしま産業復興投資促進特区（農林水産業特区）」の認定

まず、平成24年4月20日に製造業等を対象とした「ふくしま産業復興投資促進特区」（県と59市町村との共同申請）が認定を受けました。

その後、農林水産関連産業についても対象とするため、平成25年6月21日にいわき市と県が共同で変更申請を行い同年7月5日に認定を受けました。いわき市以外の52市町村については、11月18日に共同で変更申請を行い、11月29日に認定を受けました。

(ウ) 税制上の特例

a 国税：法人税（個人事業主の場合は所得税）

- (a) 新規立地促進税制（特区法第40条）
新規立地新設企業の法人税を実質5年間免除
- (b) 事業用設備等に係る特別償却（特区法第37条）
機械・装置、建物等の投資に係る特別償却、税額控除
- (c) 法人税等の特別控除（特区法第38条）
被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除
- (d) 研究開発税制の特別償却（特区法第39条）
開発研究用減価償却資産の特別償却+12%税額控除

b 地方税

- (a) 地方税の課税免除又は不均一課税（特区法第43条）
施設・設備等の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税

(エ) 特区の指定状況

課税の特例を受けるため、事業者は市町村へ申請を行い指定を受けます。農林水産分野における指定状況は次のとおりです。

○指定状況（平成27年3月末現在）

- ・ 指定件数 64件
(内訳)
- ・ 農業関連産業 27件
- ・ 地域資源活用型産業（林業） 2件
- ・ 水産関連産業 35件

イ 復興整備計画

(ア) 復興整備計画

復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続のワンストップなどの特例を受けるための計画です。

復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（農地転用等の許可基準の緩和や事業実施に必要な手続のワンストップ処理等）が適用されるとともに、復興整備協議会や関係各機関との協議により同意を得た復興整備計画を公表することで、計画に記載した復興整備事業に関する許認可等があったものとみなされます。

農地転用の特例措置については、当初は沿岸部の津波被災地域に限り適用されており、内陸部の原発被災地域である市町村では特例措置が受けられない状況にありましたが、平成26年1月に農地法施行規則が改正され、内陸部の原発被災地域でも特例措置を受けられるようになりました。

また、平成26年度、県が国に求めていた避難指示の対象となった区域における復興整備計画の作成に関して、農地転用に係る手続の簡素化が図られました。

(イ) 復興整備協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成し、実施していくために幅広い関係者の意見を集約するため、この許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で設立する組織です。

平成26年度にあっては、下表のとおり復興整備協議会が開催され、各市町村から挙げられた議題について協議され、関係省庁から承認を得ました。

平成26年度 復興整備協議会開催状況

日時	市町村	協議案件
平成26年 8月1日	川内村 川俣町 新地町 広野町 南相馬市	農地転用 農地転用 農地転用 農地転用 農地転用
平成26年 10月2日	いわき市 大熊町 檜葉町	都市計画の変更 農地転用 農地転用
平成26年 11月28日	いわき市 相馬市 南相馬市	都市計画の変更 都市計画の変更 農地転用
平成27年 1月28日	檜葉町	農地転用
平成27年 3月27日	飯舘村 相馬市 南相馬市	農地転用 農地転用 農地転用

2 「ふくしま農林水産業新生プラン」に基づく取組

東日本大震災などの災害への対応のほか、「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる農業・農村の振興に向けた施策に取り組みました。

(1) 避難地域における農林水産業再生プロジェクト

ア 農用地等の除染と生産基盤の復旧

(ア) 除染特別地域内の農用地除染の実施状況

環境省が実施している除染特別地域内の農用地等除染の実施状況は、下記のとおりです。

除染特別地域の農用地等除染の実施状況 (平成27年3月末現在)

市町村名	農用地			森林		
	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率	対象数量 (ha)	実績量 (ha)	進捗率
川俣町	730	140	19.2%	510	300	58.8%
田村市	140	140	100%	190	190	100%
南相馬市	3,100	300	9.7%	1,200	440	36.7%
檜葉町	810	810	100%	450	450	100%
富岡町	770	41	5.3%	660	270	40.9%
川内村	130	130	100%	200	200	100%
大熊町	170	170	100%	160	160	100%
双葉町	120	-	-	16	-	-
浪江町	1,900	250	13.2%	380	69	18.2%
葛尾村	450	310	68.9%	620	620	100%
飯館村	1,700	560	32.9%	1,200	480	40.0%
合計	10,020	2,851	28.5%	5,586	3,179	56.9%

※双葉町は除染実施計画を平成26年7月策定。

(イ) 除染特別地域における農林地除染連絡会の開催

環境省が行う除染特別地域の除染を円滑に進めるため、市町村、国、県が情報交換を行う連絡会を開催しました。

連絡会では、除染特別地域における除染の課題や営農再開へ向けた取組について検討しました。

今後も除染特別地域農林地除染連絡会を継続し、市町村と国の連携を図り地域の実情に応じた除染等の取組を推進していきます。

・開催回数 2回 (平成26年度)

(第1回：平成26年8月、第2回：平成27年2月)

イ 新たな生産システム「植物工場」の導入

県内で新たに放射性物質や気象の影響を受けにくく、高い生産力を有する植物工場が整備されました。

「株式会社しらかわ五葉倶楽部 きずな農場」

白河市で「先端農業産業化システム実証事業（経済産業省）」を活用した植物工場が整備され、平成26年12月より施設が稼働しました。

この施設で生産された野菜（ほうれんそう等）は、同じ施設内の加工工場でもース状に加工され、介護施設等に販売されています。



植物工場内での野菜栽培の様子

(2) 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト

ア 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評の払拭には、県産農産物の信頼回復が喫緊の課題となっています。

このため、平成24年5月2日、関係団体及び県で構成する「ふくしまの恵み安全対策協議会」（以下「県協議会」という。）を設置し、米の全量全袋検査や園芸品目の検査など、産地におけるきめ細かな放射性物質検査体制の整備を支援するとともに、「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」（以下「安全管理システム」という。）の開発及び運用を行い、本県農産物の放射性物質検査結果等の情報発信を進めてきました。

また、消費者等の県内産地の安全性確保の取組への理解を促進し、県産農産物の信頼回復を図るため、営農再開地域等における農産物の放射性物質検査体制の整備を支援するとともに、関係団体及び市町村からなる各地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う検査や県協議会による安全管理システムの円滑な運営、情報提供の充実などを支援しました。

(ア) 地域協議会の設置状況及び検査機器導入状況

- ・ 地域協議会の設置状況 37協議会（51市町村）
- ・ ベルトコンベア式全量全袋検査器（米） 202台
- ・ Na I 等シンチレーションスペクトロメーター 106台【※新たに2台（会津若松市、相馬市）が整備されました。】

(イ) 安全管理システムの構築

県協議会では、産地の放射性物質検査結果等について、消費者及び流通業者等に分かりやすく情報提供するため、安全管理システムを構築し、平成24年8月より、玄米と園芸21品目の検査結果の公表を開始しました。その後、平成25年4月から園芸品目を36品目に拡充し、平成26年10月からは穀類（大豆、小麦、そば）の検査結果を公表できるようシステムを改良しました。

＜平成26年度公表点数（平成27年3月末現在）＞

- ・米 10,950,375点（基準値超過無し）
- ・園芸 100,390点（基準値超過無し）
- ・穀類 153点（基準値超過無し）

また、福島県産米を販売するにあたり、放射性物質検査を実施した玄米について、安全であることを消費者に伝えるために精米袋用ラベルを作成し、精米業者等による貼付を推進しました。

＜平成26年度配布数（平成27年3月末現在）＞

- ・配布件数：885件、配布枚数：501万枚
- （「新米」表示有130万枚、「新米」表示無371万枚）



ふくしまの恵み農産物安全管理システムのトップページ



平成26年産用の精米袋用ラベル

(ウ) 肉用牛の全頭検査

本県から出荷される全ての肉用牛は、県内及び県外の出荷に関わらず、市場流通する前に放射性物質検査を実施しています。

県内に出荷された牛は、(株)福島県食肉流通センター（郡山市）でサンプリングした後、県農業総合センターにおいて放射性物質検査を実施しています。

また、県外に出荷された牛は、出荷先のと畜場等の協力を得て、サンプリングを実施し、各と畜場や福島県が指定する分析機関等において、放射性物質検査を実施しています。

本県から出荷された全ての牛は、検査結果が判明するまで流通をストップし、食品衛生法上の基準値を超過した牛肉が万一確認された場合でも市場に出回らないようにしています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関や関係機関等へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。

[平成26年度実績]

- ・ 出荷頭数：2万2,007頭（県内出荷：4,128頭 県外出荷：1万7,879頭）
- ・ 検査結果：基準値を超過した牛はなし。

イ 安全性を高める取組の促進

(ア) 飼料の安全確保強化の指導

飼料の安全性を確保するため、県内の飼料製造及び販売者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施し、対象となった38か所全てで適正であることを確認しました。

(イ) 動物薬事監視指導

動物用医薬品の適正流通を図り畜産物の安全性を確保するため、薬事法等に基づき、県内の動物用医薬品製造業者及び販売業者等に対し、獣医師の処方に基づいた動物用医薬品とその数量が適切に流通販売されているか、流通している動物用医薬品が適正な品質であるかなどについて、家畜保健衛生所の薬事監視員が計画的に立入検査等を実施しています。

平成26年度は、104件の動物用医薬品製造業者等に対して立入検査を行い、適法であることを確認しました。

(ウ) 死亡牛BSE検査の推進

「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、平成15年から県内の24か月齢以上の死亡牛について、BSE（牛海綿状脳症）検査を実施しています。

平成26年度は、1,375頭の検査を行い全頭陰性であることを確認しました。

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
頭数	2,247	1,871	1,845	1,647	1,556	1,454	1,536	1,740	1,678	1,749	1,552	1,375	20,250

ウ 環境と共生する農業の推進

(ア) エコファーマーの認定

「環境と共生する農業」の普及に向け、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産部会を重点対象とし、エコファーマーと特別栽培の認定誘導を行いました。エコファーマーの認定は、各農林事務所で認定委員会を開催し、新規及び更新の認定を実施しています。エコファーマー認定件数は、平成27年3月現在、1万6,543件となりました。また、平成25年3月に県オリジナルの福島県「環境と共生する農業」推進マークを策定し、農業者等へこれらマークの周知を図り、マークを使用した農産物の販売が開始されています。

「環境と共生する農業」推進マーク



エコファーマー作物別認定状況

(平成27年3月現在)

項目	穀類	野菜	果樹	花き	合計
認定件数 (件) (合計に占める割合)	10,851 (65%)	4,751 (29%)	799 (5%)	142 (1%)	16,543 (100%)
認定面積 (ha) (合計に占める割合)	19,882 (93%)	907 (4%)	538 (2%)	53 (1%)	21,380 (100%)

(イ) 有機栽培、特別栽培農産物の推進

有機栽培は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により有機農産物の取引が難しくなったことから、取組面積は減少傾向にあります。また、特別栽培面積は原発事故による米の作付制限等により、栽培を取りやめた地域があ

ったことなどから、平成23年は大幅に減少しましたが、その後はやや回復し横ばい状態となっています。

有機栽培・特別栽培農産物の面積

項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
有機栽培 (ha)	234	263	282	265	232	219	193
特別栽培 (ha)	6,241	7,204	7,363	3,889	3,948	3,927	3,628

※ 有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※ 特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。

有機栽培は慣行栽培と比べ手間がかかったり、生産性の低さや生産の不安定さ等の技術的課題を抱えています。このため、有機栽培実証ほを県内10か所に設置し、有機栽培の技術的課題の検証、技術の普及や高位平準化を図りました。さらに、有機栽培による中山間地域での農村地域活性化と県産有機農産物の流通拡大を目指して、首都圏の消費者や実需者等を対象にした現地交流会を開催しました。また、県産有機農産物の風評払拭及び新たな販路開拓のため、商談会や各種PR活動を実施しました。



現地交流会：ふくしまの有機交流バスツアー



商談会：オーガニックEXP02014にてブース出展

(ウ) 環境と共生する米づくり支援

本県産の米については、東日本大震災以降、厳しい販売環境にあり、特に有機栽培米や特別栽培米に取り組む農業者がその影響を強く受けています。

県では、地域の特色を生かしながら、実需者や消費者等と連携した多様な米づくりを支援し、力強い米産地の育成を図ることを目的に、重点事業として「ふくしま米産地戦略推進事業」を創設しました。

平成26年度は県内17団体の活動を支援し、うち4団体が環境と共生する米づくりに取り組む団体でした。

この4団体は原発事故に伴い、取引先からの契約打ち切りや販売価格の下落など、極めて困難な状況にありましたが、この事業を活用して、栽培面の課題を解決するための展示ほの設置や研修会の開催、販路開拓のための商談会への参加やパンフレット等の作成、消費者や実需者との交流会の開催等、様々な活動に取り組んだ結果、新たな顧客を確保するなど、一定の成果を上

げることができました。

エ 安全性のPR・消費者からの信頼確保

(ア) 安全・安心のPR活動

「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトの一環として、首都圏量販店において来店する消費者を対象に、県産農産物の安全確保の取組などを説明するとともに、おいしさやその理由、魅力などを伝えました。

対象者：首都圏量販店の来客消費者等

- ・平成26年8月3日 安全・安心PR(桃と夏野菜)(千葉県習志野市)
- ・平成26年8月5日 安全・安心PR(桃と夏野菜)(神奈川県藤沢市)
- ・平成26年11月15日 安全・安心PR(ふくしま米)(埼玉県越谷市)
- ・平成26年11月26日 安全・安心PR(ふくしま米)(東京都江東区)
- ・平成27年1月25日 安全・安心PR(ふくしま米、あんぽ柿)(東京都江東区)

オ 地産地消の推進

(ア) 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

県産農林水産物を販売・使用して、安全性をPRしている「がんばろう ふくしま！応援店」の活動を支援するため、「がんばろう ふくしま！応援店」の売り上げ向上や、県産農林水産物の消費拡大等を目指したキャンペーンを年9回実施しました。

キャンペーン応募期間：平成26年6月1日(日)～平成27年2月20日(金)

「がんばろう ふくしま！」応援店 2,247事業所が登録 (H27.3.31現在)

(イ) 農林水産物利用推進絆づくり事業

a 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの実施

県産農林水産物の利用促進を図るため、「がんばろう ふくしま！応援店」における活動を支援しました。

- ・実施場所：「がんばろう ふくしま！応援店」に登録している県内量販店又は直売所
- ・実施回数：農産物流通課…県内3地域(会津、中通り、浜通り)及び首都圏において10回(25日)実施(うち副知事トップセールス3回、農林水産部長トップセールス1回)
各農林事務所…県内7地域×3～4回(7地域合計26日実施)
- ・実施内容：旬の県産農林水産物を使った調理実演や試食提供
県産農林水産物の安全安心をテーマとしたPRをクイズ等により実施

b 社内給食利用促進事業

社員食堂における安全・安心な県産農林水産物の活用を積極的に行う事業所の取組を支援しました。

- ・事業実施期間 : 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- ・補助対象 : 社内給食で使用する県産農林水産物及び県産農林水産物を原料とした加工食品の購入費
- ・補助率 : 定額（事業所の従業員1人当たり1,000円を上限とし、対象となる従業員数に乗じた額）
- ・平成26年度実績 : 16事業所

(ウ) 学校給食おいしい県産農林水産物活用事業

学校給食において安全・安心な地場産物を利用する市町村等の取組を支援しました。

- ・事業実施期間 : 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- ・補助対象 : 市町村立小中学校及び市立養護学校の児童生徒へ提供する学校給食の食材購入費
- ・補助率 : 定額（市町村立小中学校及び市立養護学校の児童生徒1人当たり500円を上限とし、対象となる児童生徒数に乗じた額）
- ・平成26年度実績 : 小学校127校、中学校60校

(エ) ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し、学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援しました。

a 食育実践サポーター派遣事業

「福島食育実践サポーター」を幼稚園や小学校等に派遣し、調理実習等の食育活動を実施しました。

- ・登録人数 : 134名（H27.3.31現在）
- ・平成26年度実績 : サポーター11名を派遣

b 地域の「食」体験・交流活性化支援事業

子ども達を対象とした農産物の生産、流通、調理など食に関する体験や交流を主体とした食育活動を業務委託により実施しました。

- ・平成26年度実績 : 9事業（8団体）

(オ) 「大豆・麦・そば生産振興セミナー」の開催

生産者、加工企業、市町村及びJA等を対象に、大豆・麦・そばの「収量・品質の向上」、「農業経営の安定」、「県産原料を利用した売れる商品づくり」を目的としたセミナーを3回開催しました。

内容（参加人数）

第1回：「高品質な大豆生産について」（70名）

第2回：「高品質なそば生産と経営所得安定対策への加入について」（210名）

第3回：「生産者、消費者、加工企業を結ぶ取組について」（90名）



大豆・麦・そば生産振興セミナー

参加者の反応等

- ・大豆栽培における排水対策の重要性が認識されました。
- ・そば生産の組織化や農産物検査、6次化商品開発の取組についての講演に、熱心に耳を傾けられていました。
- ・生産者と実需者・消費者の結びつきを深める取組として、学校給食をはじめとする取組や県産農産物の利用拡大へ向けた意見交換等が行われました。
- ・県産大豆・麦の加工品（学校給食用パン、青大豆使用の豆腐とおからドーナツ）を試食しました。参加者からは「外国産などと比べて風味が強くて美味しい」との意見が聞かれました。

（3）ふくしま“人・農地”新生プロジェクト

ア 地域をリードする経営体の育成

（ア）経営体育成への支援事業

地域の将来を担う中心経営体の育成、確保を図るため、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援しました。

平成26年度は、6市町村、延べ23地区で実施され、76,685千円を交付しました。

また、生産力と経営管理能力に優れ、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を育成するため、意欲ある農業者や法人が自ら作成した規模拡大等計画に基づき、目標達成に必要な機械・施設の整備等の経費について支援しました。

平成26年度は、13経営体に対し77,688千円を交付しました。

（イ）集落営農の推進

これまでの「ふくしま型集落営農」の基本理念を継続しつつ、各地域においてこれまでの推進経過、集落営農の必要性、集落の実情や地域の意向等により、人・農地プランの作成・見直しを図りながら、それぞれの集落に見合

った手法で集落営農を推進しました。

人・農地プランの実現を目標とする集落営農を推進するため、「今後の集落営農の考え方について」により推進方策等を示し、関係機関との連携方法・役割分担を明確化しながら集落等への支援を行いました。

〔取組結果〕

- ・ 農林事務所での普及指導対象集落数
892集落（平成27年3月末日現在）
- ・ 集落営農実践集落数
446集落（平成27年3月末日現在）
- ・ 人・農地プランの中心的経営体数
2,365経営体（平成26年6月末日現在）
- ・ 人・農地プランの中心的経営体の集積面積
12,735ha（平成26年6月末日現在）

（ウ）農業法人の活性化

東日本大震災等により被害を受けた本県農業の早期再生を図るため、復興を先導する担い手である農業法人等の生産活動の活性化の取組に対して支援を行いました。

〔農業法人等支援事業実績〕

事業実施農業法人数	20法人
事業実績	41,474千円

（エ）地域と連携した企業等の農業参入

企業等の地域と連携した農業参入を支援し、本県農業の復興、多様な担い手の確保、被災者等の雇用拡大に資することを目的とし、県内及び首都圏等の企業へ参入意欲アンケートや農業参入マッチング相談会を実施しました。

また、補助事業による参入を支援し、平成26年度は1社で実施されました。

【参入事例】

○A社（県内：親会社が飲食業等）

機械化による効率的で大規模な農業法人経営をめざし、農業に参入しました。県では、農業用機械の導入に対する支援を行いました。

イ 新規就農者の育成・確保

新規就農者の育成・確保については、各農林事務所等に新規就農相談所を設置し、きめ細かな助言を行うとともに、農業高校生を対象とした、若手農業者の下での実践研修、農業短期大学校における農業法人等への就職あっせん、県農業会議と連携した若い就農希望者と農業法人等のマッチング支援な

どにより、就農促進に努めました。

また、就農の初期段階においては、青年就農給付金制度の積極的な活用を図るなど、意欲ある新規就農者の育成・確保に取り組みました。

(ア) 就農相談状況

各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所等16か所に「新規就農相談所」を設置し、毎月19日を重点相談日として指定し就農に係る相談活動を実施しました。(平成26年度実績：120件)

また、(公財)福島県農業振興公社(青年農業者等育成センター)では、県外からの就農者確保に向け、年に4回、東京都内で開催される就農相談会にブースを設け、相談活動を実施しました。(平成26年度実績：44件)

(イ) 「農業教育連携促進事業」による農業高校生の就農誘導

若手農業者による農業高校生の農家体験研修の受入等を通じて、農業高校生の就農への不安を払拭し、就農へ誘導を図りました。



農業高校生と若手農業者の交流

活動区分	取組農業高校	取組内容
プロジェクト活動	岩瀬農業、会津農林、白河実業	高校生80名が水稲、野菜、果樹、畜産等の先進農家12戸において体験研修を実施。
フレッシュ農業ガイド講座	福島明成、安達東、小野、修明、会津農林、相馬農業	延べ224名の高校生が青年農業者と就農に向けた意見交換等を実施。

(ウ) 農業短期大学校における農業法人等への就職あっせん

農業短期大学校などの専修学校は、厚生労働省(福島労働局)へ届出を行うことにより、生徒又は卒業生に対し無料の職業紹介を行うことが可能です。

農業短期大学校では、平成20年から農業法人等への就職あっせんを実施しています。平成26年度は法人就農が6名、JAへの就職が4名、農業関連企業への就職が14名となりました。

(エ) 「農業法人等就業促進事業」によるマッチング支援

「うつくしまふくしま農業法人協会」の事務局を持つ福島県農業会議は、農業法人設立時のコンサルティング業務を行うとともに、農業法人との強い

繋がりを持っています。

そこで、職業安定法第33条による無料職業紹介事業の許可を取得し、平成25年10月15日から農業法人等就業希望者への求人紹介業務を開始しました。平成26年度の実績は次のとおりです。

平成26年度実績

求人情報収集件数	20
雇用関係成立件数	35

(オ) 青年就農給付金の給付

a 準備型

就農予定時に原則45歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指し、年間1,200時間以上の就農前研修を受講するなど、一定の要件を満たす者に対し、年間150万円を最長2年間給付しました。

b 経営開始型

独立・自営就農時の年齢が45歳未満で、「人・農地プラン」に位置付けられるか農地中間管理機構から農地を借り受けるなど一定の要件を満たす新規就農者に対し、年間150万円を最長5年間給付しました。

なお、平成26年度の新規就農者確保事業（青年就農給付金事業）については、国の経済対策への取組として、平成27年度（経営開始型）の給付分130,875千円（105件、124人）の前倒し早期給付を年度内に行いました。

平成26年度実績

区分	給付件数 (件)	給付金額(千円)	備考
準備型	34	49,375	
経営開始型	120	186,188	28市町村で実施 143名に給付
推進事業費		3,022	県、育成センター、市町村へ補助
合計		238,585	

ウ 女性農業経営者の育成

被災地域の復興を担う女性農業経営者について、地域を支える農業経営者としての実践能力の向上を図るため、平成26年5月15日から12月5日までの約6ヶ月間、農業総合センター農業短期大学校において女性農業経営者育成研修を実施しました。

平成26年度は11名の女性農業者が参加し、10日間程度の共通科目で基礎的な事項を学んだ後、選択科



女性経営者の先進的事例視察

目でより知識や技術を深めるという構成で実施しました。共通科目では、本県農業の復興に向けた農業振興計画の概要、安心安全な農作物栽培、農業機械の導入利用といった生産に必要な基礎知識の講義や販売における売り場や商品づくりを学ぶマーケティング研修、経営を疑似体験するマネジメントゲーム講座に加え、実際に県内で活躍する女性農業経営者の先進事例の現地視察を行いました。



農業機械講習

また、農作物栽培の専門技術、農産加工に係る基礎及び商品化、大型農業機械の免許取得及び操作技術、稲作用機械の点検整備の中から女性農業者それぞれの希望する分野について、より専門的な技術や知識を習得しました。

さらに、風評等により停滞している農村女性組織の新たな加工品開発や消費者との交流などの取組を支援する「農村女性活動再生事業」を実施し、26件の農村女性組織の取組を支援するなど、女性ならではの目線に立って経営への参画はもとより、直売等の組織的な活動を通じて地域の活性化が図られるよう支援しました。



マネジメントゲーム講座

エ 農用地利用集積の促進

平成26年度より、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構を県段階に一つ設置し、貸借により農地集積を進める農地中間管理事業が創設されました。

本県においては、平成26年4月30日に福島県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、5月1日より事業をスタートさせ、農地中間管理機構が農地中間管理事業を行うために必要な経費に対して助成を行いました。平成26年度における農地中間管理機構に対する助成額（農地中間管理事業に係るもの）は67,289千円、農地中間管理事業の実績は、借入農地1,461.3ha、貸付農地733.3haとなっています。

なお、借入面積と貸付面積の差（残り分）は、平成27年6月までに貸付が行われました。

また、農地中間管理事業を活用した農地の出し手又は地域に対し、機構への貸付面積等に応じて交付される「機構集積協力金」を助成しました。平成26年度の「機構集積協力金」の交付実績は、県全体で13市町村で237,613千円となり、うち出し手個人に対して交付する「経営転換協力金」は10市町村で70,500千円、「耕作者集積協力金」は4市町で2,712千円、地域に対して交付する「地域集積協力金」は8市町村で164,001千円となっています。

今後も引き続き、地域での話合いに基づく「人・農地プラン」の作成・見直しの取組の推進と併せて、農地中間管理事業による農用地の利用集積を推進します。

(4) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

ア 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大

(ア) きゅうり産地強化検討会

きゅうり産地の強化を図るため、普及指導員やJ A営農指導員を対象に、福島県産きゅうりの市場動向把握、今後の産地強化に向けた検討会及びきゅうり選果場を見学しました。



【きゅうり産地強化検討会】

(平成26年 8月29日 須賀川市)

(イ) トマト産地強化検討会

トマト産地の強化を図るため、普及指導員やJ A営農指導員を対象に、トマト選果場見学及び高単収生産するための現地事例調査及び栽培管理対策研修を開催しました。



【トマト産地強化検討会】

(平成26年 7月25日 中島村)

(ウ) アスパラガス産地強化検討会

アスパラガス産地の強化を図るため、普及指導員やJ A営農指導員を対象に、病虫害対策や栽培管理技術向上のための現地事例調査及び新品種の推進計画について検討しました。



【アスパラガス産地強化検討会】

(平成26年 5月30日 会津若松市他)

(エ) モモせん孔細菌病対策会議

モモせん孔細菌病の被害を低減し生産拡大を図るため、普及指導員やJ A営農指導員等を対象に、2回の対策会議を開催し、技術対策の実践演習と産地への周知・徹底を図りました。



【ももせん孔細菌病対策会議】

(平成26年6月11日 伊達市)

(オ) 日本なし新技術（ジョイント樹形・新一文字樹形整枝剪定）検討会

日本なしの生産拡大を図るため、普及指導員やJ A営農指導員、生産者を対象に、早期成園化や省力化が期待される「ジョイント樹形」並びに「新一文字樹形の整枝剪定技術」の研修会を開催し、技術の周知を図りました。



【日本なし新技術検討会】

(平成27年2月20日 福島市)

(カ) 花き振興会議及び重点品目（りんどう）専門部会

花き全般及びりんどう産地の強化を図るため、普及指導員や関係機関職員で、普及推進上の課題及び試験研究、各種補助事業の活用等について情報共有を図りました。



【花き振興会議及び重点品目

(りんどう) 専門部会】

(平成26年7月16日 郡山市)

(キ) 「ワンポイント講座」の開催（和牛子牛せり開催：本宮市）

県家畜市場で毎月開催される和牛子牛せりにおいて、参集した肉用牛農家や関係者に対し、県職員（畜産課、家畜保健衛生所、農業総合センター畜産研究所）が講師となり、「ワンポイント講座」を実施し、畜産関係事業や畜産技術情報を紹介するなど、経営管理技術等を向上させるための支援活動を実施しました。

(ク) 第11回全国和牛能力共進会出品対策戦略会議の設立

平成29年に宮城県で開催される第11回全国和牛能力共進会において、本県畜産の復興の姿を全国にアピールするとともに「福島牛」が上位入賞を果たすため、平成26年6月に県、畜産関係団体で構成する出品対策戦略会議を設立しました。会議では、牛の選定方法や好成績を収めるための飼養管理技術等について、関係者が一体となり意見交換や情報共有を図りました。



出品対策戦略会議（平成26年6月郡山市）

(ケ) 川俣シャモ育雛施設の整備

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に伴い、川俣町では川俣シャモ生産農家の営農休止と風評の影響により、川俣シャモの出荷羽数は大きく落ち込みました。減少した川俣シャモの生産能力を震災前の水準以上に回復させ、川俣シャモの復活を図るために、川俣町内に新たに育雛施設を整備しました。この育雛施設の整備により、生産体制の効率化が図られ、安定的に高品質な川俣シャモの生産が可能になりました。



育雛施設外観



育雛施設内部

イ 「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開

(ア) 各団体の連携による販売促進

「ふくしまイレブン販売促進協議会」（平成22年6月10日設立、構成員：JA全農福島、(株)川俣町農業振興公社、会津養鶏協会、県漁業協同組合連合会、福島県）において、各団体連携のもと、県事業（トップセールス等）と効果的な連動を図りながら、県域農業団体補助金を受けて、各種プロモーション

ョン活動や販売促進活動、物販PRや商談会等への出展を行い、販路の拡大を図りました。

主な活動実績

- ・平成26年9月～10月 日本橋ふくしま館「旬」のPRの実施
- ・平成26年6月～11月 ふくしま復興産直フェア（築地）の開催
- ・平成26年6月～平成27年3月
復興！ふくしま「福ふく市」（秋葉原）の開催
- ・その他、主に首都圏で開催されたイベント等において、プロモーション活動を行いました。

(イ)「ふくしまの恵みイレブン」品目である「福島牛」及び「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」のプロモーション活動

「福島牛」及び「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」を「ふくしまの恵みイレブン」の対象品目として、重点的にプロモーション活動を展開しています。

「福島牛」については、東京食肉市場及び郡山市の(株)福島県食肉流通センターにおいて開催する「福島肉牛共励会」に併せて銘柄「福島牛」産地懇談会を開催し、流通業者等に対し知事又は副知事による「福島牛」のトップセールスを行い、牛肉の全頭検査による安全性及び福島牛のおいしさをアピールしました。

また、東京食肉市場において「福島県種雄牛共励会」を開催し、県種雄牛「喜多平茂」の能力の高さをアピールするとともに、共励会に出品された牛肉を使用したフェアを首都圏の小売店や量販店で開催し、首都圏における「福島牛」の消費拡大を図りました。

さらに、首都圏女性ブロガーを対象とした「福島牛」モニターツアー、「福島牛」を題材としたメディアセミナー、メディアツアーの実施を通じ、福島牛のおいしさと安全性について、幅広く発信しました。

「地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）」については、風評払拭と新規顧客獲得を目的に首都圏の商談会に出展し、外食産業関係者や百貨店バイヤー向けに商品説明や試食提供を行い、安全性や地鶏ならではの「おいしさ」のPRをしました。特に加工品の問い合わせが多く、風評払拭と顧客獲得に向けて期待が持てる結果となりました。



福島肉牛共励会・福島牛産地懇談会

(ウ)「天のつぶ」ブランド化育成支援事業

県オリジナル水稻品種「天のつぶ」を本県の主力品種として育成するため、生産振興と販売促進を一体的に取り組む体制を整備し、生産者への作付推進や実需者へのプロモーションなどの活動を展開しました。

a 天のつぶ生産販売推進本部会議の開催

- ・構成員：JA福島中央会、米改良協会、JA全農福島、福島県米穀肥料協同組合、観光物産交流協会、ヨークベニマルなど
- ・検討内容：「天のつぶ」の生産振興対策及び販売推進対策について検討
- ・開催回数：1回（平成26年9月4日）

b 「天のつぶ」認知度向上事業の実施

- ・「天のつぶ」フェア
旅館、飲食店13店舗における「天のつぶ」フェアを通じて実需者及び消費者に対する認知度の向上を図りました。
- ・「天のつぶ」生産地バスツアー
県内及び首都圏の消費者を対象とした「天のつぶ」生産地や米の全量全袋検査を見学するバスツアーを通じて、安全・安心の取組やおいしさなどをPRしました。

c メディアを活用した認知度向上

- ・県内民放4局及び首都圏民放6局でのCMを実施しました。
- ・話題性のある「天のつぶCM発表会」や「知事トップセールス」を通じて、メディアを活用した販売PRを行いました。

d 「天のつぶ」の品質向上対策の展開

- ・多肥栽培により食味にバラツキが生じることが問題となっており、県内全域から通常栽培と多肥栽培のサンプル106点を採取し、食味分析を行いました。
- ・割れ粳が発生しやすい品種特性が、カメムシ類による斑点米被害の発生を助長しているため、割れ粳の発生を抑制する適切な肥培管理の徹底を図りました。
- ・農業総合センターの研究成果を踏まえ、各JAや集荷団体、市町村等に『県オリジナル水稻品種「天のつぶ」栽培指導上の留意事項』（平成27年2月24日付け）を発出し、食味及び品質向上対策の徹底を図りました。
- ・「天のつぶ」の作付が増加していることから、必要な種子を230,240kg（約6,580ha分）確保しました。

「天のつぶ」作付面積と生産量の推移

年次		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
作付面積(ha)	計画	—	60	800	2,000	4,000
	実績	0.9	39	749	2,000	3,500
生産量(t)	計画	—	300	4,800	12,000	24,000
	実績	5	211	3,165	10,023	17,644

(水田畑作課調べ)

平成26年産の「天のつぶ」は約3,500haで作付され、17,644tの生産量があり、順調に拡大しています。

ウ 福島県産農産物の輸出再開・販路拡大

県産農産物に対しては、輸入停止やロット検査等の輸入規制措置が取られている国や地域があることから、海外に対して、安全性の情報を積極的に発信すると同時に、県産農林水産物のおいしさを伝えることにより、規制の撤廃を求め、輸入の再開・拡大を図りました。

(ア) 輸出拡大に向けたPR活動

輸入規制が解除されているタイ及び平成25年度に規制が解除されたマレーシアへの輸出に加え、新たに輸入ルールが定まったシンガポールで開催された食の商談会「Oishii JAPAN」に本県ブースを出展し、おいしさと安全・安心の取組をPRしました。



「Oishii JAPAN」会場

(イ) 輸入規制を敷いている国等への輸出再開に向けたPR活動

原発事故以前は主要な輸出先であったものの、本県産農林水産物に対し未だ輸入を規制している中国や台湾・香港の貿易関係団体の担当者や、バイヤーが訪日した際に本県に招へいし、本県の安全・安心への取組を説明するとともに、一日も早い規制解除を求める活動を行いました（中国2件、台湾7件、香港6件）。



全量全袋検査について説明を受ける来日者



生産現場にて説明を受ける来日者

(ウ) 生産者団体等への支援

県内の生産者団体等に対して、加工食品を含む県産農林水産物等の輸出に関する活動を支援し、海外への販路拡大、海外における風評対策を促進しました（10団体）。

(5) 地域産業6次化の推進プロジェクト

ア 新たな価値をもたらす地域産業の創出～しごとづくり～

(ア) 6次産業化創業サポート事業

農林漁業者等が異業種における事業展開を図るために、資格取得や新商品・新サービスの開発、販路開拓等を行う事業について補助金を交付しま

した。

補助率：補助対象経費の2／3以内

補助額：一補助事業者につき10万円以上200万円以内

交付件数：25件

交付金額：15,587千円

(イ) 地域産業6次化新商品加工支援事業

農林漁業者等が県産農林水産物を活用し、加工・流通・販売等についての新たな取組を行うために必要となる機械・施設等の整備を行う事業について補助金を交付しました。

補助率：補助対象経費の2／3以内

補助額：一補助事業者につき100万円以上300万円以内

交付件数：20件

交付金額：35,031千円

イ 地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～

積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等を育成する「ふくしま・6次化創業塾」を開塾し、3コースで計56名が卒塾しました。

「開発実践コース（初級）」及び「ステップアップ起業コース（中級）」では、講師から実践事例を学んだほか、ビジネスプランニング演習等を通じて、受講生が具体的な商品開発プランや、各自のビジネスモデルを構築して発表しました。

「6次化マスターコース（上級）」では受講生が自主的に個別テーマ・課題を設定し、担当教官の指導を受けながら新たなビジネスプランの構築や新商品の開発等を行いました。



「ふくしま・6次化創業塾」での講義

ウ しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～

(ア) 売れる6次化商品づくり推進事業

農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、製造、販売を支援するため、専門家の登録・派遣制度の運営のほか、首都圏等で生産者自らがテスト販売を行い、商品をブラッシュアップする活動を支援しました。

a 地域産業6次化イノベーターバンク活用事業

マーケットインの志向に基づく商品開発等を支援するため、専門家を必要に応じて登録・派遣し、ビジネスモデルの課題解決、商品デザインの改良、販売戦略の再構築等の革新（イノベーション）を促進する「イノベーターバンク制度」を創設・運営しました。

・登録された専門家（イノベーター）50名、派遣実績321件

イノベーターの種類

ビジネスプランナー	新たな商品開発や販売戦略の構築を支援するとともに課題の解決を提案
プロダクトデザイナー	商品のドラマ性やパッケージ及びネーミングデザイン、POPの改良、作成を支援
セールスアドバイザー	販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援

b 6次化新商品首都圏等マーケティング事業

首都圏等の消費者動向などを的確に捉えた「売れる商品づくり」を支援するため、日本橋ふくしま館MIDETTE等において事業者自らが試食などテスト販売を行い、商品のブラッシュアップやブランディングする活動等を支援しました。



商品进行评估する消費者グループ

(イ) 全県交流会・6次化セミナーの開催

地域産業6次化を推進し、付加価値の高い6次化新商品の開発や、先進事例や最新技術等の情報を提供するためのセミナーを開催するとともに、農林漁業者をはじめとする6次化に取り組む事業者と異業種間のシーズ・ニーズをマッチングするための展示交流会（商談会）を行いました。

名称：「ふくしまから はじめよう。食の商談会ふくしまフードフェア2014」

期日：9月18日

主催：県、東邦銀行、全農、農林中金

場所：ビッグパレットふくしま

出展者数：170名

バイヤー数：1,000名



商談会場内で開催したセミナーの様子



商談会の様子

(6) みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

ア 農業水利施設、農道等におけるストックマネジメントの推進

これまで土地改良区を中心に農業者が担ってきた農業水利施設の維持管理は、農村地域における農家世帯と非農家世帯との混住化の進行によって、その

担い手が減少していることから、運営体制が脆弱化しつつあります。

このような状況下、農業用水利施設の維持管理体制を安定的に確保していくためには、非農家世帯に対して、農業用水利施設が保有する景観形成、親水、防災などの多面的機能について理解を深める取組を行っていく必要があります。

この取組の一環として、農業水利施設の重要性をPRする活動を展開し、平成26年度は下記のような取組を行いました。

(ア) 実施主体 各地域の土地改良区

(イ) 実施内容

- a 施設見学会（7箇所）
- b ウォークラリー等のイベント開催（4回）
- c 地域住民参加による環境美化活動（9回）
- d 広報紙等による多面的機能の周知



地元住民による植栽活動 土地改良施設をめぐるウォーキングイベント 地元小学生による施設の見学

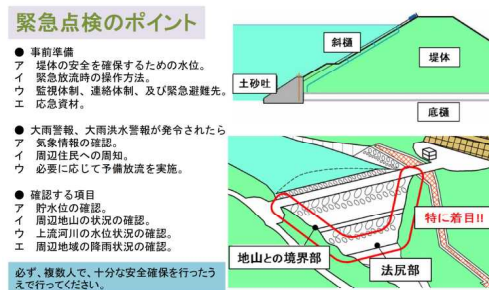
イ 防災・減災体制の強化

ため池点検研修会を7方部で開催しました。研修会では、ため池の日常管理や緊急点検のポイントについて説明するとともに、ハザードマップ作成が地域のコミュニケーションを高め、非農家を含めた地域住民一人一人の防災・減災意識を向上させるために有効な手法の一つであることを説明しました。

平成27年度までを集中期間として、ため池のハザードマップ作成を支援します。



ため池点検研修会



ため池緊急点検のポイント

(7) 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

ア 農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進

(ア) 小水力発電の導入

県有農業用ダム2箇所について、小水力発電導入に向けた基本設計を行いました。また、農業水利施設の維持管理費軽減を目的に設立された土地改良区、市町村及び県等が構成員となる福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会（以下、協議会という）において、小水力及び太陽光発電の専門会社による現地での導入可能性調査や各種研修会等を開催し、土地改良区等へ再生可能エネルギーの導入推進を図りました。

引き続き、協議会及び県の両方から、導入に向けての技術的支援及び事務手続き支援等を行ってまいります。



協議会主催による導入可能性調査



協議会主催による地方研修会

(イ) 営農型発電施設の導入

原子力災害を受けた本県の「再生可能エネルギー先駆けの地」を実現し、その利益還元による農業・農村の活性化を図るため、解消した耕作放棄地を含む農地に支柱を立て、上部空間での太陽光発電と同時に下部で営農継続するモデルを実践する「ふくしまからはじめよう。再エネ発電モデル事業（営農継続モデル）」を実施しました。

■事業概要

補助対象施設：10kW以上50kW未満の低圧連係発電施設（農地の一時転用許可が必要）

事業実施主体：農業法人等

補助率：1／3以内（上限7,000千円）

■事業実績

1 農事組合法人入方ファーム（白河市）



○発電総量：47kW

○作付作物：トマト

○設置形態：パイプハウスの上部空間に角度可変型パネルを設置

2 有限会社大和川ファーム（喜多方市）



- 発電総量：49.5kW
- 作付作物：水稻
- 設置形態：大型機械が作業できる空間を確保した耐雪型架台にパネルを設置

3 橋谷田ファーム株式会社（西会津町）



- 発電総量：45.4kW
- 作付作物：オタネニンジン
- 設置形態：積雪に対応した耐雪型架台にパネルを設置

イ 農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進

園芸施設等への再生可能エネルギー（太陽光）の利用の普及・拡大を図るため、県事業を活用し、喜多方市の1か所でモデルとなる施設を整備しました。



花き生産農家への整備状況

（ハウスの横にパネルを設置しバラ、ユリ栽培ハウスの暖房機器等への電力供給）

（8）「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」の取組

「ふくしま農林水産業新生プラン」の重点戦略に掲げた7つのプロジェクトに含まれる事業のうち、生産から流通・消費に至る関係機関・団体が連携して取り組むものを、「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」として展開しました。この「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」では、事業を目的等により、「食の安全・安心運動」、「生産再生運動」、「風評払拭・消費拡大運動」、「情報発信運動」の4つに分類しています。

「食の安全・安心運動」では、放射性物質の吸収抑制対策や生産・流通・消費の各段階におけるきめ細かな検査の実施を徹底するとともに、「県産農林水産物の安全・安心実感ツアー」の実施や放射性物質の検査結果のわかりやすい情報提供を通じて、県産農林水産物の安全・安心に対する消費者の理解の促進に取り組みました。



「生産再生運動」では、避難地域等における営農再開やふくしまブランドの回復・強化に取り組むとともに、「県産農林水産物の安全・安心実感ツアー」で全量全袋検査を体験に、農林漁業者が夢のもてる農林水産業の実現に向けて、生産性の向上と所得増大のための「農林水産業再生セミナー」の開催や、各地域で先進的な取組をしている農林漁業者の広報を行いました。

「風評払拭・消費拡大運動」では、消費者や流通関係事業者等の信頼回復に向けた効果的かつ戦略的なプロモーションやリスクコミュニケーションを展開するとともに、県内の給食事業者等を対象とした県産食材利用推進キャラバンの実施や販売促進キャンペーンなどのPR活動を通して、県産農林水産物の消費拡大に取り組みました。

「情報発信運動」では、運動や構成団体の取組、各地域で頑張っている農林漁業者の声などを多言語化に対応した新生運動のホームページやLINEアカウント、県公式フェイスブックなどを活用し情報発信しました。また、研修・視察等で訪れる外国の方々に本県農林水産業の現状や復興に向けた取組を紹介することにより、世界へ向けた情報発信を展開しました。

さらには、生産から流通・消費に至る様々な立場の人々の思いと力を一つにし、県民のチャレンジを後押しする『食』と『ふるさと』新生運動推進大会や、本県の食の魅力を県内外へ広く発信する食の祭典イベント『おいしい ふくしま いただきます!』フェスティバルを開催しました。



『おいしい ふくしま いただきます!』
フェスティバル」開会式

参 考 资 料

1 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（県全体）

－ 「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成25年3月策定）の主要指標 －

農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（「ふくしま農林水産業新生プラン」の指標一覧）

第4章 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	避難地域において農業を開始した認定農業者数	避難地域（平成24年10月時点・帰還困難区域を除く）において経営を開始した認定農業者である経営体数	H23年度 - 経営体 【参考】 H22年度 768経営体	H26年度 152 経営体	H32年度 750 経営体以上
2	農地の復旧率（警戒区域等を除く）	災害査定を受けた農地のうち復旧工事により作付可能となった面積の割合	H23年度 0.9 %	H26年度 26.9 %	H32年度 100 %
3	生産農業所得	農業産出額から物材費等を除き、経常補助金等を加えた額	H23年 777 億円 【参考】 H22年 1,047億円	H25年 989 億円	H32年 1,180 億円以上
4	除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率（除染特別地域を除く）	市町村が策定する除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率	H23年度 5 %	H26年度 78 %	H32年度 100 %
5	除染実施計画に基づく森林の除染進捗率（除染特別地域を除く）	市町村が策定する除染実施計画に基づく森林の除染進捗率	H23年度 1 %	H26年度 56 %	H32年度 100 %
6	緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数	緊急時環境放射線モニタリング（事前確認検査を含む）で基準値（H23年度は暫定規制値）を超過した農林水産物（食品）	H23年度 57 品目	H26年度 29 品目	H32年度 0 品目
7	農産物直売所の販売額	農業経営体及び農協等による農産物直売所の販売金額の合計	H23年度（推計） 117 億円 【参考】 H22年度 160億円	H25年度 182 億円	H32年度 234 億円以上
8	学校給食における地場産物活用割合	学校給食における地場産物活用割合	H24年度 18.3 % 【参考】 H22年度 36.1%	H26年度 21.9 %	H32年度 40 %以上
9	学校給食において県産米を利用している市町村数の割合	学校給食において、県産米を活用している市町村数の割合	H23年度 84.5 % 【参考】 H22年度 100%	H26年度 93.1 %	H32年度 100 %
10	「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数	「がんばろう ふくしま！」応援店に登録されている事業者数	H23年度 1,552 店	H26年度 2,247 店	H32年度 3,000 店以上
11	地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合	県政世論調査における意識調査項目	H24年度 60.8 % 【参考】 H22年度 76.7%	H26年度 59.4 %	H32年度 上昇を目指す

第4章 第2節 安全・安心な農林水産物の提供

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
12	GAPIに取り組む産地数	GAP（農業生産工程管理）に取り組む産地数	H23年度 114 産地 【参考】 H22年度 124産地	H26年度 167 産地	H32年度 242 産地以上
13	JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率	JAS法に基づき適正に表示されていることを確認した生鮮食品の割合	H22年度 94 %	H26年度 98 %	H32年度 100 %
14	小学校における「田んぼの学校」取組校数	県内小学校における「田んぼの学校」（年間を通して活動）の取組校数	H23年度 45 校 【参考】 H22年度 98校	H26年度 58 校	H32年度 増加を目指す

第4章 第3節 農業の振興

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
15	農業産出額 (農業生産関連事業を含む)	本県で生産された農産物及びそれらを活用した農業生産関連事業(農産物加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン)の販売金額の合計	H23年(推計) 1,930 億円 【参考】 H22年度 2,432億円	H24年 2,111 億円	H32年 2,635 億円以上
16	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき、県内の市町村から認定された農業経営改善計画数(経営体数)	H23年度 6,621 経営体 【参考】 H22年度 6,780経営体	H26年度 7,196 経営体	H32年度 8,000 経営体以上
17	新規就農者数	新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業に従事する者の数(前年度5月2日から当該年度5月1日までの1年間に就農した者)	H24年度 142 人 【参考】 H23年度 182人	H26年度 166 人	H32年度 220 人以上
18	過疎・中山間地域における新規就農者数	過疎・中山間地域における新規就農者数	H24年度 90 人 【参考】 H23年度 88人	H26年度 102 人	H32年度 110 人以上
19	農業生産法人等数	農地法に基づく農業生産法人数及び認定農業者である法人の合計	H23年度 405 法人 【参考】 H22年度 394法人	H25年度 438 法人	H32年度 650 法人以上
20	家族経営協定締結数	書面により家族経営協定を締結している全農家数	H23年度 1,091 戸 【参考】 H22年度 1,048戸	H26年度 1,193 戸	H32年度 1,500 戸以上
21	女性の認定農業者数	認定農業者数のうち女性に係るもの(共同申請、女性役員がいる法人を含む)	H23年度 499 経営体 【参考】 H22年度 479経営体	H25年度 471 経営体	H32年度 830 経営体以上
22	農作業死亡事故年間発生件数	農作業中に事故等で死亡された方の人数	H22年 22 件	H26年 13 件 (速報値)	H32年 8 件以下
3 再掲	生産農業所得	農業産出額から物材費等を除き、經常補助金等を加えた額	H23年 777 億円 【参考】 H22年 1,047億円	H25年 989 億円	H32年 1,180 億円以上
23	農用地利用集積面積	担い手に対して利用集積された農用地面積(*相双地方9町村[双葉郡8町村及び飯館村]についてはH21年度実績を適用して集計)	H23年度* 57,792 ha 【参考】 H21年度 58,420ha	H26年度 54,519 ha	H32年度 96,000 ha以上
24	経営安定に資する対策への加入率	経営所得安定対策への加入率	H23年 54 % 【参考】 H22年度 43.1%	H25年 60.8 %	H32年 70 %以上
25	機能向上により用水供給が確保される面積	農振農用地の水田において安定的な用水供給機能が確保された面積	H23年度 67,544 ha 【参考】 H22年度 76,840ha	H26年度 67,657 ha	H32年度 79,400 ha以上
26	機能向上により排水条件が改善される面積	農振農用地の水田において排水条件が改善された面積	H23年度 69,322 ha 【参考】 H22年度 74,297ha	H26年度 69,434 ha	H32年度 75,400 ha以上
27	ほ場整備率(水田)	農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合	H23年度 69.9 % 【参考】 H22年度 74.9%	H26年度 71.6 %	H32年度 76 %以上
28	農用地利用集積率(ほ場整備事業実施地区)	ほ場整備実施地区における地域の担い手へ農用地が集積された面積の割合	H23年度 32.0 % 【参考】 H22年度 47.9%	H25年度 43.7 %	H32年度 70 %以上
29	農道整備率	対象農道延長のうち農村地域における農業振興及び農山村の活性化に供するために整備した農道延長の割合	H23年度 39.1 % 【参考】 H22年度 40.3%	H26年度 39.2 %	H32年度 41.6 %以上
30	耕作放棄地の解消面積(H25～H32累計)	毎年市町村等が実施する耕作放棄地全体調査で把握された耕作放棄地のうち解消された面積	H23年 255 ha 【参考】 H22年 204ha	H26年 1,433 ha	H32年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上)
31	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～H32累計)	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	H23年度 - ha 【参考】 H22年度 7,147ha、H23年度 3,778ha	H26年度 10506.4 ha	H32年度 36,960 ha以上
32	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付対象面積	H23年度 35,561 ha 【参考】 H22年度 37,856ha	H26年度 45,202 ha	H32年度 45,000 ha以上
33	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積	H23年度 15,625 ha 【参考】 H22年度 15,874ha	H26年度 15,681 ha	H32年度 17,600 ha以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
34	環境と共生する米づくりの面積	有機・特別栽培米やエコファーマーによる米づくり等の作付面積合計	H23年 30,248 ha 【参考】 H22年 33,101ha	H25年 30,261 ha	H32年 33,000 ha以上
35	加工用米・新規需要米の作付面積	加工用米や新規需要米の多様な需要に対応した米づくりの作付面積の合計	H23年 2,390 ha 【参考】 H22年 2,535ha	H26年 2,156 ha	H32年 7,700 ha以上
36	県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積	県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積	H23年 39 ha 【参考】 H22年 0.9ha	H26年 3,500 ha	H32年 6,000 ha以上
37	県産大豆の上位等級(1、2等級)比率	農産物検査法に基づく大豆の農産物検査数量に占める上位等級(1、2等級)の割合	H23年 43.1 % 【参考】 H22年 46.8%	H26年 38.2 %	H32年 75 %以上
38	「会津のかおり」の作付面積	「会津のかおり」の作付面積	H23年 1,000 ha 【参考】 H22年 800ha	H26年 1,300 ha	H32年 2,000 ha以上
39	野菜の作付面積	野菜作付面積	H23年 12,477 ha 【参考】 H22年 14,599ha	H25年 10,138 ha	H32年 14,750 ha以上
40	きゅうりの作付面積	きゅうりの作付面積	H23年 762 ha 【参考】 H22年 887ha	H26年 728 ha	H32年 900 ha以上
41	トマトの作付面積	トマトの作付面積	H23年 354 ha 【参考】 H22年 472ha	H26年 382 ha	H32年 500 ha以上
42	アスパラガスの作付面積	アスパラガスの作付面積	H23年 456 ha 【参考】 H22年 478ha	H25年 428 ha	H32年 600 ha以上
43	果樹の栽培面積	果樹栽培延べ面積(*避難指示区域を除いて推計した面積)	H23年(推計)* 7,100 ha 【参考】 H22年 7,400ha	H26年 7,090 ha	H32年 7,300 ha以上
44	ももの栽培面積	ももの栽培面積	H23年 1,778 ha 【参考】 H22年 1,780ha	H26年 1,770 ha	H32年 1,830 ha以上
45	日本なしの栽培面積	日本なしの栽培面積	H23年 1,016 ha 【参考】 H22年 1,150ha	H26年 956 ha	H32年 1,040 ha以上
46	花きの作付面積	花きの作付面積	H23年(推計) 580 ha 【参考】 H22年 601ha	H26年 493 ha	H32年 650 ha以上
47	りんどうの作付面積	りんどうの作付面積	H23年(推計) 31 ha 【参考】 H22年 39ha	H26年 29 ha	H32年 50 ha以上
48	工芸農作物の作付面積	工芸農作物の作付面積	H23年(推計) 125 ha 【参考】 H22年 1,143ha	H26年 384 ha	H32年 654 ha以上
49	肉用牛飼養頭数	肉専用種及び肥育牛に飼育されている乳用種等の飼養頭数	H23年 58,100 頭 【参考】 H22年 74,200頭	H26年 52,600 頭	H32年 67,600 頭以上
50	肉用牛肥育出荷頭数	県内より出荷された肥育牛の頭数	H23年度 25,000 頭 【参考】 H21年 33,121頭	H26年度 22,004 頭	H32年度 28,300 頭以上
51	乳用牛飼養頭数	乳用牛飼養頭数	H23年 14,800 頭 【参考】 H22年 17,100頭	H26年 12,600 頭	H32年 16,500 頭以上
52	生乳生産量	生乳生産量	H23年 75,254 t 【参考】 H22年 101,407 t	H26年 76,686 t	H32年 103,750 t 以上
53	豚飼養頭数	豚飼養頭数	H23年 130,700 頭 【参考】 H22年 184,200頭	H25年 130,300 頭	H32年 167,200 頭以上
54	肉豚出荷頭数	県内より出荷された肉豚の頭数	H23年(推計) 255,000 頭 【参考】 H22年 367,694頭	H26年 206,262 頭	H32年 310,000 頭以上
55	採卵鶏飼養羽数	採卵鶏飼養羽数	H23年 3,636 千羽 【参考】 H22年 5,807千羽	H25年 4,603 千羽	H32年 5,700 千羽以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
56	肉用鶏飼養羽数	肉用鶏飼養羽数	H23年 692 千羽 【参考】 H21年 1,109千羽	H25年 724 千羽	H32年 1,137 千羽以上
57	地鶏出荷羽数	地鶏(「川俣シャモ」及び「会津地鶏」)の出荷羽数	H23年度 66 千羽 【参考】 H22年 97千羽	H26年度 135 千羽	H32年度 200 千羽以上
58	飼料作物作付面積	飼料作物作付面積のうち、モニタリング検査の結果等をもとに推計した利用可能面積	H23年 6,024 ha 【参考】 H22年 14,000ha	H26年 8,173 ha	H32年 13,350 ha以上
59	大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量	大消費地(東京都、横浜市、大阪市、札幌市)中央卸売市場において1年間に取り扱われる県産の主要青果物の重量	H23年 38,721 t 【参考】 H22年 35,598 t	H26年 39,354 t	H32年 45,000 t 以上
60	福島県産農産物の海外輸出量	県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農林水産物の数量	H23年度 17 t 【参考】 H22年度 153 t	H26年度 10.9 t	H32年度 500 t 以上
61	福島県産農産物の海外向け出荷額	県内の農業団体等が海外向けに出荷した県産農林水産物の金額	H23年度 5 百万円 【参考】 H22年度 64百万円	H25年度 3 百万円	H32年度 200 百万円以上
62	試験研究課題における実用的成果の割合	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる」成果の割合	H23年度 100 % 【参考】 H22年度 54%	H26年度 75 %	H32年度 100 %

第4章 第4節 林業・木材産業の振興

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
63	栽培きのこの生産量	栽培きのこの生産量	H23年 3,741 t 【参考】 H22年 6,632 t	H26年 4,456 t	H32年 7,270 t 以上
64	なめこ(県オリジナル品種)の生産量	(社)福島県森林・林業・緑化協会きのこ振興センターの種菌販売量を基とした予測発生量	H23年度 15 t 【参考】 H22年度 31 t	H26年度 7 t	H32年度 39 t 以上
62 再掲	試験研究課題における実用的成果の割合	当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる」成果の割合	H23年度 100 % 【参考】 H22年度 54%	H26年度 75 %	H32年度 100 %

第4章 第6節 魅力ある農山漁村の形成

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
65	福島県農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」登録件数	ふくしま食・農通信(福島県農林水産部メールマガジン)に登録している読者数	H23年度 1,023 件 【参考】 H22年度 964件	H26年度 969 件	H32年度 3,000 件以上
66	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	グリーン・ツーリズムインストラクターによる農業体験、自然体験、工芸体験などさまざまな体験プログラムの体験者	H23年 156,494 人 【参考】 H22年 258,392人	H26年 255,739 人	H32年 290,000 人以上
67	森林(もり)とのふれあい施設利用者数	「ふくしま県民の森」及び「福島県総合緑化センター」、「福島県昭和の森」の利用者数	H23年度 265,951 人 【参考】 H22年度 510,629人	H26年度 309,567 人	H32年度 566,000 人以上
68	農産物の加工や直売等に係る従事者数	農業生産関連事業(農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストランなどの各事業)の従事者数	H23年度(推計) 10,700 人 【参考】 H22年度 14,700人	H25年度 13,600 人	H32年度 21,400 人以上
69	農産物の加工や直売等の年間販売金額	農業生産関連事業の販売金額	H23年度(推計) 241 億円 【参考】 H22年度 329億円	H25年度 351 億円	H32年度 482 億円以上
70	6次化商品数	県調べによる6次化商品数	H23年度 200 商品	H26年度 538 商品	H32年度 470 商品以上
71	農業集落排水処理人口	農業集落排水施設の整備済み人口(供用開始区域内の人口)	H23年度 118,902 人 【参考】 H21年度 134,402人	H26年度 118,984 人	H32年度 136,520 人以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
29 再掲	農道整備率	対象農道延長のうち農村地域における農業振興及び農山村の活性化に供するために整備した農道延長の割合	H23年度 39.1 % 【参考】 H22年度 40.3%	H26年度 39.2 %	H32年度 41.6 %以上
72	有害鳥獣による農作物被害額	野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額	H23年度 118,000 千円 【参考】 H22年度 157,980千円	H26年度 189,197 千円 (速報値)	H32年度 77,500 千円以下
73	要整備ため池整備数	要整備ため池を改修した箇所数	H23年度 - か所	H26年度 20 か所	H32年度 60 か所以上
74	海岸保全施設整備率	海岸保全区域延長に占める海岸堤防や消波ブロック工などの海岸保全施設が整備された割合	H23年度 1.2 % 【参考】 H22年度 60.8%	H26年度 20.8 %	H32年度 84 %以上
75	浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合	人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池のうち、浸水想定区域図が作成された割合	H23年度 0 %	H26年度 28.4 %	H32年度 100 %

第4章 第7節 自然・環境との共生

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
76	エコファーマー認定件数	エコファーマー(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者)の件数	H23年度 21,091 件 【参考】 H22年度 21,889件	H26年度 16,543 件	H32年度 25,000 件以上
77	認証を受けた特別栽培農産物の作付面積	特別栽培の作付面積のうち特別栽培農産物認証面積	H23年度 3,196 ha 【参考】 H22年度 6,372ha	H26年度 2,663 ha	H32年度 6,500 ha以上
78	有機農産物の作付面積	有機JAS認定面積及び転換期間中面積	H23年度 265 ha 【参考】 H22年度 282ha	H26年度 193 ha	H32年度 325 ha以上
79	農業用使用済プラスチックの組織的回収率	農業用使用済プラスチック排出推定量のうち組織的な回収量の割合	H23年度 51 % 【参考】 H22年度 59.5%	H26年度 77.5 %	H32年度 80 %以上
30 再掲	耕作放棄地の解消面積(H25～H32累計)	毎年市町村等が実施する耕作放棄地全体調査で把握された耕作放棄地のうち解消された面積	H23年 255 ha 【参考】 H22年 204ha	H26年 1,433 ha	H32年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上)
32 再掲	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付対象面積	H23年度 35,561 ha 【参考】 H22年度 37,856ha	H26年度 45,202 ha	H32年度 45,000 ha以上
33 再掲	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積	H23年度 15,625 ha 【参考】 H22年度 15,874ha	H26年度 15,681 ha	H32年度 17,600 ha以上

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の指標（地方別）

－ 「ふくしま農林水産業新生プラン」（平成25年3月策定）の主要指標 －

第6章 第1節 県北地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	農林地除染の実施面積	除染対策事業により実施された除染面積	H23年度 3,963 ha	H26年度 15,211 ha	H32年度 増加を目指す
2	出荷自粛品目数	県北管内における緊急時モニタリング検査により基準値を超えた農林産物の自粛品目	H23年度 13 品目	H26年度 16 品目	H32年度 0 品目
3	認定農業者数	年度末における認定農業者数	H23年度 1,871 経営体 【参考】 H22年度 1,919経営体	H26年度 1,780 経営体	H32年度 2,000 経営体以上
4	新規就農者数	県北地方における毎年5月2日から翌年5月1日の一年間に就農した新規就農者	H24年度 34 人 【参考】 H23年度 46人	H26年度 31 人	H32年度 40 人以上
5	もも出荷数量(福島・伊達地域)	福島（JA新ふくしま）及び伊達（JA伊達みらい・伊達果実）の出荷数量	H24年 12,757 t 【参考】 H22年 12,853 t	H26年度 14,087 t	H32年 17,200 t 以上
6	農産物直売所の販売額	農産物直売台帳調査の調査結果	H23年度 21.5 億円 【参考】 H22年度 20.8億円	H25年度 32.6 億円	H32年度 増加を目指す
7	ほ場整備率(水田)	農振農用地の水田ほ場整備率	H23年度 61.3 % 【参考】 H22年度 61.3%	H26年度 61.6 %	H32年度 61.8 %以上
8	緊急点検に基づくため池整備数	緊急ため池（要整備ため池）に位置づけられたため池の整備数	H23年度 - か所	H26年度 4 か所	H32年度 14 か所以上
9	基幹的水利施設の補修・更新施設数	計画期間内に補修・更新され、安定的な用水補給機能が維持された農業水利施設の数	H23年度 2 施設 【参考】 H22年度 2施設	H26年度 5 施設	H32年度 11 施設以上
第6章 第2節 県中地方					
No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池数	不測の事態に人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池において減災対策を行う数	H23年度 - か所	H26年度 24 か所	H32年度 77 か所以上
2	緊急時環境放射線モニタリングにおける不検出の割合	緊急時環境放射線モニタリングにおける農林水産物（飼料作物、家畜糞たい肥などの非食料品を除く）の放射性物質検出下限値以下割合	H23年度 80 %	H26年度 93 %	H32年度 不検出を目指す
3	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき、管内の市町村から認定された農業経営改善計画数	H23年度 1,129 経営体 【参考】 H22年度 1,177経営体	H26年度 1,494 経営体	H32年度 1,700 経営体以上
4	ほ場整備率(水田)	水田の農振農用地面積に占めるほ場整備実施済みの水田面積割合	H23年度 63.0 % 【参考】 H22年度 63.0%	H26年度 63.2 %	H32年度 63.9 %以上
5	主要園芸品目販売額(野菜指定産地品目)	各JA野菜指定産地品目販売額	H23年度 37 億円 【参考】 H22年度 53億円	H26年度 36 億円	H32年度 55 億円以上
6	森林整備面積	管内の民有林で行う間伐、枝打ち、抜き伐り森林整備の合計面積	H23年度 2,386 ha 【参考】 H22年度 3,346ha	H26年度 1,348 ha	H32年度 4,370 ha以上
7	農産物直売所販売額	生産者が組織的に運営している農産物直売所の販売額	H23年度 25 億円 【参考】 H22年度 30億円	H25年度 37 億円	H32年度 増加を目指す

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
8	県中地方・地域産業6次化ネットワーク会員数	ネットワークに登録している会員数	H23年度 186 人 【参考】 H22年度 130人	H26年度 288 人	H32年度 400 人以上
9	農業集落排水処理人口	農業集落における生活排水処理施設の整備により生活環境が改善された人数	H23年度 41,179 人 【参考】 H22年度 41,807人	H26年度 39,357 人	H32年度 47,000 人以上

第6章 第3節 県南地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	エコファーマー認定件数	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく導入計画の認定件数	H23年度 3,773 件 【参考】 H22年度 3,442件	H26年度 3,706 件	H32年度 4,000 件以上
2	農業集落排水処理人口	農業集落排水施設の整備済み人口	H23年度 39,290 人 【参考】 H22年度 39,494人	H26年度 38,511 人	H32年度 39,385 人以上
3	主要園芸作物栽培面積	JAにおいて把握しているトマト、きゅうり、ブロッコリー、いちごの栽培面積の合計値	H23年度 333 ha 【参考】 H22年度 307ha	H26年度 273 ha	H32年度 349 ha以上
4	新規就農者数	当該年度の5月1日付けで発表された新規就農者数	H24年度 18 人 【参考】 H23年度 17人	H26年度 23 人	H32年度 15 人以上
5	農業生産法人数	農業委員会からの農業生産法人認定報告	H23年度 47 法人 【参考】 H22年度 43法人	H26年度 60 法人	H32年度 71 法人以上
6	農産物直売所販売額	管内の農産物直売所の年間販売額	H23年度 12 億円 【参考】 H22年度 13.5億円	H25年度 14 億円	H32年度 増加を目指す
7	農林業・農村体験者受入数	グリーンツーリズムインストラクター及びしらかわ広域連携グリーンツーリズム推進協議会で受け入れを把握した数	H23年 1,245 人 【参考】 H22年 4,970人	H26年度 2,908 人	H32年 5,750 人以上
8	農商工連携体を把握した件数及び農業・農村6次化法認定件数	農業者と商工業者の連携体を地方ネットワーク構成員が把握した件数および6次産業化法における計画認定件数（累計）	H23年度 5 件 【参考】 H22年度 3件	H26年度 15 件	H32年度 20 件以上

第6章 第4節 会津地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	管内でグリーンツーリズムインストラクターが受け入れて、農業、自然、工芸など様々な体験プログラムを指導した人数	H23年 82,420 人 【参考】 H22年 125,411人	H26年度 143,276 人	H32年 149,000 人以上
2	あいづ”まるごと”ネット(会津地域産業6次化ネットワーク)会員数	ネットワークの会員登録延べ件数	H23年度 493 人 【参考】 H22年度 376人	H26年度 557 人	H32年度 670 人以上
3	認定農業者数	年度末における認定農業者数	H23年度 1,610 経営体 【参考】 H22年度 1,611経営体	H26年度 1,769 経営体	H32年度 1,700 経営体以上
4	アスパラガス施設面積	管内におけるアスパラガスの施設面積	H23年度 29 ha 【参考】 H22年度 28ha	H26年度 32 ha	H32年度 50 ha以上
5	農用地利用集積面積	担い手に対して利用集積された農用地面積	H23年度 16,783 ha 【参考】 H22年度 16,447ha	H25年度 16,095 ha	H32年度 21,800 ha以上
6	浸水想定区域図が作成された農業用ダム・ため池数	人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池における浸水想定区域図作成件数	H23年度 - か所	H26年度 31 か所	H32年度 177 か所以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
7	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に取り組んでいる交付対象農地面積	H23年度 11,345 ha 【参考】 H22年度 11,370ha	H26年度 17,521 ha	H32年度 15,000 ha以上
8	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～H32累計)	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	H23年度 - ha 【参考】 H22年度 1,333ha、H23年度 770ha	H26年度 2,607 ha	H32年度 11,785 ha以上

第6章 第5節 南会津地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	年間販売額1千万円以上の直売所・加工所の組織数	年間販売額1千万円以上の直売所・加工所の組織数	H23年度 7 組織 【参考】 H22年度 6組織	H26年度 11 組織	H32年度 11 組織以上
2	教育旅行受入者数(延べ宿泊数)	子ども農山漁村交流プロジェクト等の受入協議会が、小中高等学校の団体系旅行で受け入れた年間の児童・生徒の延べ宿泊者数	H23年度 528 人 【参考】 H22年度 4,158人	H26年度 3,455 人	H32年度 4,400 人以上
3	新規就農者数	新規就農者の人数	H24年度 6 人 【参考】 H23年度 13人	H26年度 10 人	H32年度 9 人以上
4	県オリジナル品種導入面積	そば（会津のかおり）、リンドウ（件育成品種、県オリジナル品種）、アスパラガス（ハルキタル、はるむらさき）の作付面積	H23年度 134 ha 【参考】 H22年度 131ha	H26年度 203 ha	H32年度 185 ha以上
5	かん水同時施肥導入率(夏秋トマト)	夏秋トマトにおける自動かん水同時施肥導入施設面積の割合	H23年度 25 % 【参考】 H22年度 26%	H26年度 41 %	H32年度 46 %以上
6	あいづ”まるごと”ネット(会津地域産業6次化ネットワーク)会員数	ネットワークの会員登録延べ件数	H23年度 493 人 【参考】 H22年度 376人	H26年度 557 人	H32年度 670 人以上
7	小規模農家民宿数	小規模農家民宿を新たに開設した件数(累計)	H23年度 175 軒 【参考】 H22年度 170軒	H26年度 182 軒	H32年度 240 軒以上
8	エコファーマー数	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく導入計画の認定件数	H23年度 684 人 【参考】 H22年度 681人	H26年度 630 人	H32年度 700 人以上
9	補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積	土地改良施設の補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される受益面積	H23年度 - ha 【参考】 H22年度 161,568㎡	H26年度 0 ha (H28年度より実施予定)	H32年度 76 ha以上

第6章 第6節 相双地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	海岸保全施設整備率(農地海岸)	海岸保全区域指定延長に対する海岸保全施設の整備割合	H23年度 1.2 % 【参考】 H22年度 60.8%	H26年度 20.8 %	H32年度 84 %以上
2	農林業施設等復旧率	災害復旧工事を完了した箇所数	H23年度 0 %	H26年度 53.0 %	H32年度 100 %以上
3	ほ場整備率(水田)	水田面積に対するほ場整備済み面積(30a以上)の割合	H23年度 41.8 % 【参考】 H22年度 72.2%	H26年度 51.6 %	H32年度 72.5 %以上
4	認定農業者数	管内の認定農業者数	H23年度 948 経営体 【参考】 H22年度 1,026経営体	H26年度 889 経営体	H32年度 964 経営体以上
5	特別栽培米面積	管内の特別栽培米作付面積	H23年度 574 ha 【参考】 H22年度 3,565ha	H26年度 713 ha	H32年度 3,500 ha以上
6	養液栽培面積	管内の養液栽培面積	H23年度 145,753 ㎡ 【参考】 H22年度 161,568㎡	H26年度 132,250 ㎡	H32年度 220,000 ㎡以上

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
7	肉用牛飼養頭数	管内の肉用牛飼養頭数	H23年度 2,495 頭 【参考】 H21年度 14,094頭	H26年度 2,544 頭	H32年度 9,000 頭以上

第6章 第7節 いわき地方

No.	指標	定義	現況値	直近値	目標値
1	ほ場整備率(水田)	農振農用地区域内の農地で区画整備や道路、用排水路などの農業生産基盤が整備されている面積の割合(要整備面積を分母とする)	H23年度 50.3 % 【参考】 H22年度 50.0%	H26年度 51.5 %	H32年度 57.6 %以上
2	観光農業の推進 (入場料をとっている観光農園数)	入場料を取っている観光農園数	H23年度 7 農園 【参考】 H22年度 7農園	H26年度 10 農園	H32年度 15 農園以上
3	園芸作物の振興(いちごの収穫量)	JAいわき市、農業法人、個別生産者のいちご生産量	H23年度 132 t 【参考】 H22年度 151 t	H26年度 128 t	H32年度 220 t以上
4	〃(ねぎの収穫量)	JAいわき市、JAいわき中部のねぎ生産量	H23年度 624 t 【参考】 H22年度 790 t	H26年度 661 t	H32年度 820 t以上
5	〃(養液栽培面積)	トマト及びイチゴ(高設育苗含む)等における養液栽培の面積	H23年度 1,937 a 【参考】 H22年度 1,937 a	H26年度 1,944 a	H32年度 2,400 a以上
6	農業生産法人数	農業生産法人数及び認定農業者である法人数	H23年度 38 法人 【参考】 H22年度 38法人	H26年度 42 法人	H32年度 46 法人以上
7	エコファーマー数	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた人数	H23年度 587 人 【参考】 H22年度 614人	H26年度 646 人	H32年度 1,320 人以上

用語解説

あ

●エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境と共生する農業

(かんきょうときょうせいするのうぎょう)

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。環境保全型農業ともいいます。

●GAP [Good Agricultural Practice]

(ぎやっぷ)

農業者が農産物の安全性や環境保全などについて、適切な管理を行うことで危害要因の発生を抑えようとする農業生産行程管理手法のことです。

●緊急時環境放射線モニタリング(きんきゅうじかんきょうほうしゃせんもにたりんぐ)

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっているが、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

●耕作放棄地(こうさくほうきち)

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地」としてきます。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地は『不作付地』といい、経営耕地に含まれる。」と定義されます。統計上の用語です。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地に含めない。」としています。

さ

●持続性の高い農業生産方式(じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき)

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者(じつじゅしゃ)

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人(食品加工業者など)のことです。

●集落営農(しゅうらくえいのう)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

●準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

●食品中の放射性物質に関する暫定規制値

（しょくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするざんていきせいち）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたことを受け、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、原子力安全委員会により示された指標値を、食品中の放射性物質の規制値として暫定的に定めたものです。食品からの被ばくに対する年間許容線量を5ミリシーベルトを上限とする前提で、算出されています。

（例）穀類・野菜類・肉等の規制値：放射性セシウム 500ベクレル/kg

●食品中の放射性物質に関する基準値（新基準値）

（しょくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするきじゅんち）

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げて算出された基準値。一部経過措置の品目を除き、平成24年4月1日より施行された。（例）一般食品の放射性セシウムの基準値：100ベクレル/kg

●水稻直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

た

●大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

●WCS [ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組として取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●団地（化）（だんち（か））

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態のことです。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業構造改革対策などの各種の施策において推進しています。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体

が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

● **中山間地域等直接支払事業**

(ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいじぎょう)

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

● **登熟(とうじゅく)**

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

● **特別栽培(とくべつさいばい)**

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

● **トレーサビリティシステム**

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを通ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

● **認定農業者(にんていのうぎょうしゃ)**

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

● **農外所得(のうがいしょとく)**

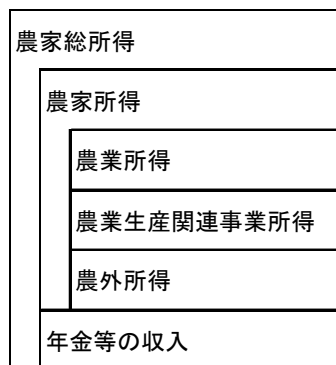
農家が、農業及び農業生産関連事業以外の事業活動や労働賃金等によって得た所得のことです。

● **農家所得(のうかしょとく)**

農業所得、農業生産関連事業所得及び農外所得の合計のことです。

● **農家総所得(のうかそうしょとく)**

農家所得と年金等の収入の合計のことです。



● **農業依存度(のうぎょういぞんど)**

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標です。

● **農業産出額[農業粗生産額]**

(のうぎょうさんしゅつがく)

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

● **農業生産関連事業所得**

(のうぎょうせいさんかんれんじぎょうしょとく)

農業経営関係者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業で得られた所得のことです。

● **農地・水保全管理支払交付金**

(のうちみずぼぜんかんりしはらいこうふきん)

農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民等の多様な主体が参画した地域ぐるみの効果の高い活動を支援する施策です。平成19年度から開始された「農地・水・環境保全向上対策」を継続し、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素

化を図った制度となっています。

は

●バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産及び活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

●ポジティブリスト制度（ぼじていぶりすとせいど）

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

ま

●木質バイオマス燃料

（もくしつばいおますねんりょう）

木に由来する有機性資源の総称です。木材の他に枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みます。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農業経営基盤強化促進法第5

条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策
 - 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）
 - 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）
- 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）
- 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要で

ある。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確

立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

- 2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。
- 3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。
- 4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和し持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、放射線への対応を含めた農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第11条 県は、放射線への対応を含めた農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する

施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成13年3月27日公布（施行）〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成25年10月11日公布（施行）〕